

川辺町地域防災計画（案）

<一般編>



令和2年9月

川辺町防災会議

目 次

第1章<総 則>

第1節 計画の目的・性質等	1
第2節 計画の前提条件	5
第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	8

第2章<災害予防>

第1節 総 則	12
第2節 防災思想・防災知識の普及	17
第3節 防災訓練	20
第4節 自主防災組織の育成と強化	24
第5節 ボランティア活動の環境整備	27
第6節 広域的な応援体制の整備	29
第7節 緊急輸送網の整備	31
第8節 防災通信設備等の整備	32
第9節 火災予防対策	35
第10節 水害予防対策	37
第11節 渇水等予防対策	40
第12節 観光施設等予防対策	42
第13節 孤立地域防止対策	43
第14節 避難対策	44
第15節 必需物資の確保対策	50
第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策	52
第17節 応急住宅対策	55
第18節 医療救護体制の整備	56
第19節 防疫対策	58
第20節 河川防災対策	59
第21節 砂防対策	60
第22節 農林業等防災対策	63
第23節 治山対策	64
第24節 土地災害対策	65
第25節 建築物災害予防対策	66
第26節 災害危険区域の防災事業の推進	67
第27節 防災営農対策	68
第28節 ライフライン施設対策	69
第29節 文教対策	72
第30節 行政機関の業務継続体制の整備	76

第31節 企業防災の促進	77
第32節 防災対策に関する調査研究	80
第33節 航空灾害対策	81
第34節 公共交通灾害対策	83
第35節 道路灾害対策	86
第36節 放射性物質灾害対策	89
第37節 危険物等保安対策	90
第38節 林野火災対策	94
第39節 大規模な火事灾害対策	98
第40節 大規模停電対策	101

第3章<災害応急対策>

第1節 活動体制	102
第2節 災害対策要員の確保	104
第3節 ボランティア活動	108
第4節 自衛隊災害派遣要請	109
第5節 災害応援要請、相互協力	112
第6節 交通応急対策	114
第7節 通信の確保	118
第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達	120
第9節 災害情報等の収集・伝達	128
第10節 災害広報	132
第11節 消防・救急・救助活動	134
第12節 水防活動	136
第13節 雪害対策	138
第14節 県防災ヘリコプターの活用	139
第15節 孤立地域対策	140
第16節 災害救助法の適用	141
第17節 避難対策	142
第18節 食料供給活動	149
第19節 給水活動	151
第20節 生活必需品供給活動	152
第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策	154
第22節 帰宅困難者対策	157
第23節 応急住宅対策	158
第24節 医療・救護活動	161
第25節 救助活動	163
第26節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬	165

第27節 防疫・食品衛生活動	167
第28節 保健活動・精神保健	169
第29節 清掃活動	170
第30節 愛玩動物等の救援	173
第31節 災害義援金品の募集配分	174
第32節 産業応急対策	177
第33節 公共施設の応急対策	181
第34節 ライフライン施設の応急対策	183
第35節 文教災害対策	188
第36節 防犯対策	192
第37節 航空災害対策	193
第38節 鉄道災害対策	196
第39節 道路災害対策	199
第40節 放射性物質災害対策	203
第41節 危険物等災害対策	207
第42節 林野火災対策	211
第43節 大規模な火事災害対策	214
第44節 大規模停電対策	217

第4章<災害復旧>

第1節 復旧・復興体制の整備	218
第2節 公共施設災害復旧事業	220
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除	221
第4節 被災者の生活確保	224
第5節 産業の復旧	227

第1節 計画の目的・性質等

川辺町地域防災計画は、災害予防から、災害警戒・応急対応、災害復旧・復興等、防災・減災に資する対策を取りまとめるとともに、当該対策における川辺町（以下「町」という。）、関係機関、住民・事業所の役割・義務を定めた総合的かつ基本的な計画である。

町においては、川辺町地域防災計画を町、関係機関、住民等が協働して、適切かつ適時に実施することにより、防災の万全を期すとともに、災害から住民や来訪者の生命、身体及び財産を保護し、災害に起因する被害を最小化することを目指す。

第1項 計画の目的

川辺町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び川辺町防災会議条例（昭和37年川辺町条例第49号）第2条の規定に基づき、川辺町防災会議が町の地域にかかる国・県・町及び関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

1 川辺町地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岐阜県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

なお、町は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。

2 この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靭化基本計画」との調和を保ちつつ、「岐阜県強靭化計画」を指針とするものとする。

このため、町は、国土強靭化に関する部分については、岐阜県強靭化計画の基本目標である、

- ① 住民の生命の保護が最大限図られること
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

- 3 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、町及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。
- 4 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練、研修を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるよう努めるものとする。
- 5 「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度の当初に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。従って、各関係機関は、毎年関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出する。

第3項 計画の構成

「一般対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防
- 第3章 災害応急対策
- 第4章 災害復旧

第4項 想定する災害

「一般対策計画」の作成にあたっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「一般対策計画」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連續して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 豪雪による災害

- (4) 航空機事故による災害
- (5) 鉄道事故による災害
- (6) 道路事故による災害
- (7) 原子力事故による災害
- (8) 危険物の爆発等による災害
- (9) 可燃性ガスの拡散
- (10) 有毒性ガスの拡散
- (11) 林野火災による災害
- (12) 大規模な火災による災害
- (13) その他の特殊災害

第5項 川辺町地域防災計画の作成又は修正

川辺町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画や県の地域防災計画に修正があった場合、町の組織・体制に変更があった場合といった計画の前提条件に大きな変化があった場合等、必要に応じて修正するものとする。

各関係機関は、関係のある事項について計画の修正が必要と認められる場合、町防災会議に計画修正案を提出するものとする。

第6項 計画の周知

川辺町地域防災計画は、町職員及び防災関係機関、住民等に周知徹底するものとする。

1 町職員

川辺町地域防災計画の内容を十分に理解、把握し、常日頃から防災対策を推進するとともに、緊急時にはすぐに対応できるよう知識の習得や訓練に努める。

2 関係機関

川辺町地域防災計画の内容については、関係機関ならびに関係者に十分周知するものとする。

また、計画を再検討し、修正した場合には、関係機関に対して周知するとともに、特に重要な対策については、その徹底を図るものとする。

3 住民

川辺町地域防災計画の内容については、住民にも周知し、防災対策や緊急対応体制等についての理解を深めてもらうことにより、地域防災力の向上を図る。

第7項 計画の用語

「一般対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。

- (2) 県支部とは、岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (3) 町本部とは、川辺町災害対策本部をいう。
- (4) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (5) 町計画とは、川辺町地域防災計画をいう。
- (6) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (7) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (8) 町本部長とは、川辺町災害対策本部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- (11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。

第2節 計画の前提条件

総則編

第1項 町の概況

1 位置・面積

町は、濃尾平野の北端に位置するとともに、岐阜県南部、美濃地方のほぼ中央にあり、美濃加茂市、七宗町、八百津町に隣接している。また、県庁所在地である岐阜市の中心へは約30km、中部経済圏の中心である名古屋市中心部へは約40kmの距離に位置している。面積は41.16km²で、町域は東西3.7km、南北10.3kmにわたって広がっている。

○川辺町の位置 略

2 地形・地勢

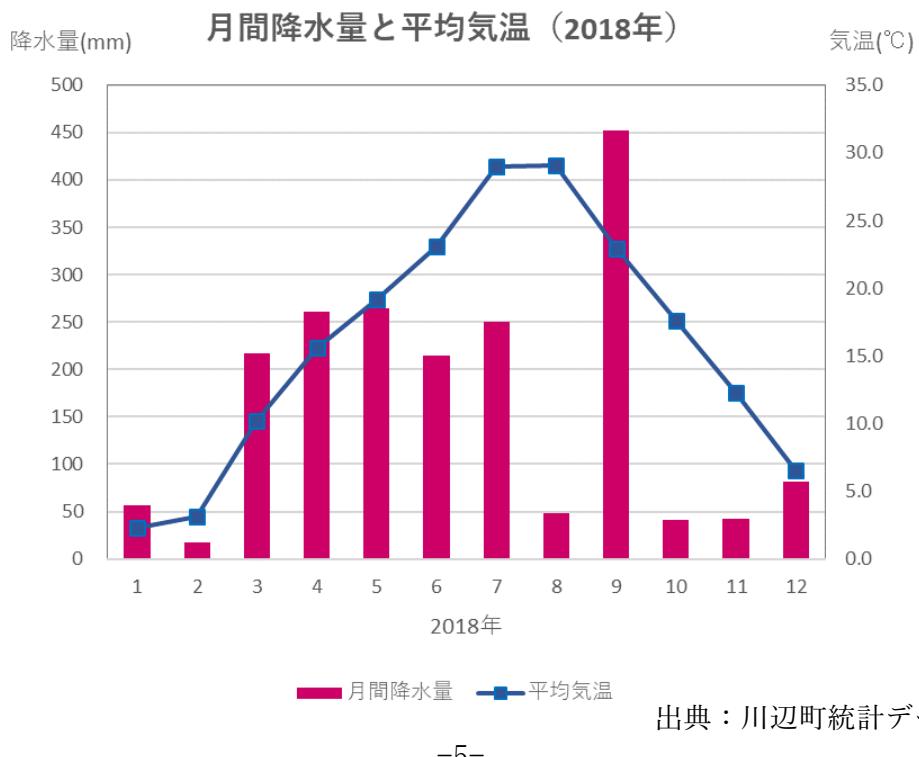
町の中央部を南北に飛騨川が流れている。川辺ダム湖を中心として、その両岸に位置する標高100m前後の河岸段丘上の平地に、宅地や農地が広がっている。

町域は、東西方向に、概ねV字型の地形となっている。北西部、東部は主に山地で、300～400mの山峰が連なり、町域の70%以上を山林（保安林を含む。）が占めている。全般に北部の海拔が高く、南に向かって次第に高度が低下する地勢で、海拔の最高地は633m、最低地は70mとなっている。

3 気象

町は、太平洋式気候に属し、夏は南東の季節風によって温暖多湿である。冬は、北西の季節風が吹くが、町の北部に山地があることから、その影響はあまり見られない。降水量は年間1,858mm程度（平成25～30年の平均値）、降雪量は県内でも少ない地域であり、交通への影響もほとんどない。気象による災害は、過去においては台風等を除いてまれであり、比較的平穏な地域である。しかし、近年局地的豪雨や竜巻等による被害が全国各地で多く見受けられるため町においても注意が必要となっている。

○月間降水量と平均気温



第2項 社会的条件

1 人口

人口は、令和2年4月1日現在、10,146人うち外国人204人で、平成17年以降、微減傾向となっており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。また、老人人口比率の増加が予測されており、防災面からも重要な課題のひとつとなっている。

2 交通

(1) 道路

ア 広域基幹道路網としては、東海環状自動車道が整備され、町の南端を通過している。町中心部から最も近い美濃加茂ICまで、国道41号で約5分であり、東濃、三河方面へのアクセス向上に貢献するとともに、土岐JCTにおいて中央自動車道と接続している。

イ 広域幹線道路としては、飛騨川沿いを南北に通過する国道41号及び県道美濃加茂川辺線と、町域を東西に横断する国道418号があげられる。国道41号及び県道美濃加茂川辺線は、下呂市、白川町方面から町内を通過し、美濃加茂市、小牧市、名古屋市方面を結んでいる。平成24年に、美濃加茂市太田町と町内の石神地区とを結ぶ国道41号美濃加茂バイパスが全線開通したことから、岐阜市や名古屋市方面のアクセスが一段と向上した。東名高速道路の終点にも当る小牧ICまでは、国道41号経由で約50分、名古屋市までは約1時間20分である。一方、国道418号は、東は八百津町方面、西は美濃加茂市や関市方面を結んでおり、これらの地域へのアクセスに利用されている。

(2) 鉄道

JR高山本線が、飛騨川や国道41号及び県道美濃加茂川辺線と並行して走っている。町内には、中川辺駅と下麻生駅の2駅があり、貴重な公共交通手段として通勤・通学等に利用されている。中川辺駅・岐阜駅間は普通列車で約1時間、中川辺駅・名古屋駅間（岐阜駅経由、岐阜駅・名古屋駅間はJR東海道本線を利用）は約1時間30分となっている。

(3) バス

ア バス会社等による定期路線バスは、現在、運行されていない。

イ 町社会福祉協議会によって無料の福祉バスが運行され、町内の主要施設を結んでいる。

(4) 町内アクセス

町は、中央を流れる飛騨川によって町域が大きく二分されていることから、飛騨川に架けられた4本の橋（山川橋、新山川橋、川辺大橋、飛騨川橋）が、住民の生活や交流を支える重要な役割を果している。そのため、これら橋梁の耐震化の推進や維持・管理に努めて行く必要がある。

○川辺町全域図 略

1 風水害

町は、飛騨川を中心を流れる事からその支流河川が多く、回数はそれほど多くはないものの、これまでにも水害が発生し、被害が生じている。古くは、寛政10年(1798年)の飛騨川の大水により下麻生地区、西柄井地区が被害を受けたという記録が残っている。

近年の大きな風水害としては、昭和34年(1959年)の伊勢湾台風があげられる。死者はなかったものの、重傷者を含む負傷者8名、家屋等の全壊81戸、半壊71戸、床下浸水120戸に加えて、田畠や道路の被害も大きく、災害救助法が適用された。

また、「飛騨川バス転落事故」を引き起こした昭和43年(1968年)8月17日の豪雨災害は、重傷者を含む負傷者7名、家屋等の全壊流失23戸、半壊20戸、床上浸水134戸、床下浸水638戸のほか、田畠、道路、林道もその機能を全く失う等、町にとって、戦後最大規模の災害となった。

現在は、河川改修等が施されているが、過去の大雨により、下麻生、上川辺地内の中小河川をはじめ、鹿塙から下川辺地内を流れる雄鳥川、下飯田地内の飯田川、比久見地内の寺洞川、坂之洞川、下吉田地内の尾賀野川などの流域で土砂の流出や道路、橋梁、耕地の流埋没等の水害が発生しており注意が必要である。

さらに、竜巻等の激しい突風による災害についてもその特性の理解や対策が必要となっている。竜巻等は一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生する事が多く、台風シーズンの9月～10月に発生が最も多く確認されている。また、竜巻等は日本のどこでも発生する可能性があり、岐阜県内においても平成3年(1991年)～24年(2012年)までに4回の発生が確認されている。最近では、平成25年8月に美濃加茂市内でダウンバーストと呼ばれる突風が発生し建物等が被災した。

○竜巻分布図 略

2 土砂災害

土砂災害とは、台風や集中豪雨、地震等が原因となって、山肌やがけが崩れ、土砂・石混じりの水が流れ出す自然災害を指す。主要な土砂災害としては「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」があげられるが、町では、特に「土石流」と「がけ崩れ」に注意する必要がある。過去にも、雨による地盤のゆるみによって山地斜面が崩壊する等の土砂災害が発生している。

○川辺町の土砂災害警戒区域（土石流） 略

○川辺町の土砂災害警戒区域（急傾斜地） 略

第3節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 基本方針

災害対策の実施に当たっては、町指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進することで、町指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、住民が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

定期的に防災訓練を実施したり、防災知識の普及を図ったり、防災意識の高揚を進めたりするとともに、住民による自主防災組織の設立促進や拡充に向けて、積極的に支援を行う。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

5 住民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災都市づくり事業の推進
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (5) 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、整備
- (6) 町域にある公共的団体及び住民の自主防災組織の育成、指導
- (7) 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (8) 防災に関する調査研究
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査
- (10) 町域にある住民等への避難準備情報、避難の勧告又は指示の伝達、誘導
- (11) 町域にある住民等への災害時広報及び災害相談の実施
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災者の救護、救助その他の保護
- (14) 高齢者、障がい者、病弱者、妊産婦、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な援護措置
- (15) 緊急道路及び緊急輸送の確保
- (16) 災害時における清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置
- (17) 災害時における応急教育
- (18) 管内の防災関係機関が実施する災害応急対策の調整
- (19) その他災害の防御と拡大防止のために必要な措置
- (20) 被災者の生活確保
- (21) 民生の安定及び社会経済活動の早期安定

2 県

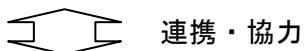
- (1) 県防災会議に関する業務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等り災者の救助保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 災害時における文教対策
- (9) 被災県営施設の応急対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇用

- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の防護と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 町が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等

3 その他

災害予防、災害警戒・対策及び災害復旧対策は、町を中心として、以下に示す関係機関と連携・協力して実施します。

川辺町



消防機関	可茂消防事務組合、川辺町消防団
県の機関	可茂土木事務所、可茂県事務所、加茂警察署、可茂保健所、中濃建築事務所、可茂農林事務所
指定地方行政機関	東海財務局岐阜財務事務所、東海農政局岐阜農政事務所、気象庁（岐阜地方気象台）、中部地方整備局岐阜国道事務所、木曽川上流河川事務所
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊（岐阜基地、小牧基地）
指定公共機関	西日本電信電話（株）岐阜支店、NTTコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ東海、KDDI（株）、日本赤十字社岐阜県支部（川辺町分区）、中部電力（株）加茂営業所、日本放送協会岐阜放送局、日本郵政グループ東海支社・川辺郵便局・川辺麻生郵便局、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）美濃太田駅
指定地方公共機関	（社）岐阜県エルピーガス協会、日本水道協会岐阜県支部、岐阜県下水道協会
公共的団体等	加茂医師会、加茂歯科医師会、岐阜県薬剤師会加茂支部、岐阜県医薬品小売商業組合、めぐみの農業協同組合川辺支店、加茂管工協同組合、可茂森林組合、川辺町社会福祉協議会、川辺町商工会、可茂衛生施設利用組合、可茂建設業協会、岐阜県建築工業会、中部ケーブルネットワーク（株）、FMらら

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、防災に関する知識を蓄えたりするとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。また、お互いにコミュニケーションを図り、自主防災組織を設立するなど、いつでも助け合える体制を整備しておくことが大切である。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、地域コミュニティの構成員であるという意識のもと防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならぬ。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

大規模な災害により、町において大きな被害が発生した場合、災害応急対策や全ての救助活動を、役場や消防、警察等の行政機関（公助）だけで対応するのは、困難となる場合を考えられる。町は、職員数が約100名で、役場の態勢が小規模であることから、その対応にも自ずと限界があり、それ待つていては手遅れになる場合も考えられる。そのため、救急・救助・消火や避難等、非常時の応急活動については、住民や自主防災組織、事業所の自主的行動（自助、共助）が不可欠であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していくかなければならない。

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 推進体制

(1) 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

町は、「想定外の常態化」ともいべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び他市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

町は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。

第2項 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

町は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供するものとする。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

3 防災資機材等の備蓄

町は、指定避難所における防災資機材等の充実や、山間部での防災備蓄倉庫の整備、自主防災組織等への防災資機材の補助等を実施する。また、関係機関との災害時応援協定締結による防災資機材の緊急調達体制の整備に取り組む。

4 通信施設・設備等

町は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄するものとする。

6 救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検するものとする。

7 災害対策本部施設・整備

町は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、代替エネルギー・システムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能と

なるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

8 迅速な参集体制の整備

町は、災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、災害時の職員別分担任務や配備場所等についてあらかじめ定め、即時対応できる初動体制の確立を目指すとともに、県や関係機関との連携により中枢機能の充実を図るものとする。勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒步等による参集時間参集ルートの事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成に努め、また、大規模災害時における交通・通信網の途絶、職員自身の被災等の事態も想定するとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討を行い、多重的な体制の構築に取り組むものとする。

9 防災拠点施設の整備

(1) 町広域防災拠点施設の指定

町は、大規模災害発生時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する町広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 地域内輸送拠点

県外から、又は町域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

町では、役場庁舎等、災害時に中心的かつ重要な機能を果たす防災拠点施設の整備及び耐震化や機能強化を図るとともに、突発型、予知型のいずれの災害タイプにも柔軟に対応できるような非常時の活動体制づくりに取り組むものとする。

(2) その他、防災に資する公共施設の整備

町は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

10 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の収集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

11 その他施設・設備等

町は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとし、緊急輸送道路の確保を早期に確実に図るため、ネットワーク機能の向上を図るものとする。

町は、災害情報の収集、人命救助、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、緊急離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図るものとする。

監視機器については、土砂災害の危険性が高い箇所に雨量計を設置し観測を行い、緊急時には、危険地域に在住する住民に対し適切な措置がとれるようその対応の強化を図る。その他、災害の危険を未然に防止するための各種監視機器等について、それぞれの機能が十分に発現されるように、設備等の整備・充実を図る。

第2節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、住民の自助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施責任者

町（関係各課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 住民に対する普及

町は、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なものの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、火災、台風に対する耐性を高めるための平常時における住宅等の維持・補修や補強の方法、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブルック扉等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

ウ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

エ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 児童生徒等に対する普及

町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(3) 職員に対する防災教育及

町は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

町では、迅速かつ的確に災害対策を推進するため、主として防災業務に携わる職員等を対象として教育・研修を実施する。

- ① 災害に関する一般的・専門的知識、推進している災害対策、防災面での課題の把握
- ② 町及び関係機関等の防災体制、防災活動に関する基礎的知識（防災用資機材、応急手当等）の習得
- ③ 災害時に職員がとるべき行動等についての知識の習得

(4) 災害伝承

町は、防災関係機関は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化、災害の実情や恐ろしさを確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(6) 防災訓練への積極的参加

町は、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

第3節 防災訓練

1 方針

災害発生時において、県計画、町計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から防災訓練を積極的かつ継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするよう努める。

2 実施責任者

町（関係各課）

防災関係機関

防災上重要な施設の管理者

自主防災組織

3 実施内容

(1) 訓練方法

町、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

ア 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

イ 住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

ウ 要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(2) 水防等の訓練

町は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ町又は県及び近県等関係団体が合同して実施する。

なお、水防に関する具体的な訓練計画は、別に定める「岐阜県水防計画」による。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前(梅雨期前)の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川道路危険箇所等洪水その他による大災害の発生するおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 消防訓練水防管

町は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

(4) 避難等救助訓練

町及び防災関係機関は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎよ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、作業場等にあっては、受入者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする。

(5) その他の訓練

町防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

ア 災害警備

イ 気象警報等の伝達

ウ 災害応急対策活動従事者の動員

- エ 災害情報等収集及び伝達
- オ 道路交通対策及び緊急輸送対策
- カ 土砂災害対策
- キ 情報連絡員や応援職員等の派遣
- ク その他

なお、上記アの災害警備訓練については、別に定める「岐阜県警察災害警備計画」による。

(6) 総合防災訓練

町は、上記各種の基礎訓練を効果的に組合せ、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施するものとする。

ア 実施の時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

災害の恐れのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 方法

町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地元住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他県等との訓練の相互参加に努める。さらに、N P O・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。

(7) 町における防災訓練

ア 地域防災訓練

住民は、地域の災害特性を考慮し、各地域において発生が予想される水害、火災等、災害の具体的想定に基づき、住民が対処すべき応急的対策について訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、各地域の自主防災組織が訓練の計画から実施までを指導、協力し実施することとする。

イ 総合訓練

町は、応急対策実施機関（町、関係機関、住民、消防、警察、学校、医療機関等）と合同で、災害が予想される季節の前に総合的な訓練を実施する。訓練内容には、職員の動員、気象予報伝達、通信、避難、救出、医療、炊き出し、消防・水防等が含まれる。

ウ 図上訓練

年1回、消防、警察、学校等の関係機関の協力のもと、水害、火災等の災害を想定し、図上訓練(DIG : Disaster Imagination Game)を実施する。図上訓練は、地図上で災害が発生した事態を想定し、それに対する対策を参加者間で討議し、災害に対する対処能力の向上を図るものである。町内で過去に発生した災害に対して、避難経

路や避難場所を確認するとともに、関係機関や住民でどのような対策や連携を行なえば効果的かを検討する。

エ 学校等における避難訓練（いのちを守る訓練）

教育機関等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるよう、関係職員の防災に対する心構えを確認するとともに、災害状況を想定しつつ、警報伝達、児童・生徒の避難誘導等、防災上必要な計画を立案して、訓練を実施するものとする。

(8) 広域災害を想定した防災訓練

町の防災関係機関は、複数自治体に及ぶ様々な広域災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

(9) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

町は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。

(10) 訓練の検証

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第4節 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

2 実施責任者

町（総務課）

防災関係機関

事業者

土地改良区

消防団

自主防災組織

住民

3 実施内容

(1) 自主防災組織づくりの推進

町は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、住民の自主防災組織づくりを推進するものとする。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努めるものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映して地域防災力の向上を図るため、防災現場等への女性の参画拡大を図る。特に、地域の防災体制の確立や自主防災組織の設置・育成にあっては、男女共同参画の視点に配慮する。

(3) 地域防災協働隊や消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

ア 地域防災協働隊の育成支援

町は、県より自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るよう指導支援を受けるとともに、災害発生時において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。

※地域防災協働隊

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害発時における迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。

イ 自主防災組織の設立と活動の充実

町は、消防職員及び消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図るものとする。

(4) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

町は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努めるものとする。

(6) 自主防災資機材の整備

町は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(7) 研修の実施

町、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、町は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

(8) 消防団、交番等との連携強化

町及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、町は、自主防災組織等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

(9) その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

ア 施設、事業所等の自衛消防組織等

町は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

イ 建設防災支援隊

地域の建設事業者は、町が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する建設防災支援隊の構築を進めるものとする。

ウ ため池の自主防災組織

町、土地改良区、受益者及び住民は、ため池等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流住民の誘導等を行うものとする。

第5節 ボランティア活動の環境整備

災害予防編

1 方針

大規模災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 実施責任者

町（総務課、関係各課）

社会福祉協議会

3 実施内容

(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにN P O・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、行政、社会福祉協議会・N P O・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(2) ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

(3) 災害ボランティアの登録

町の社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。町は、町の社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。

(4) ボランティア活動の推進

ア ボランティアセンターの設置

町の社会福祉協議会は、それぞれボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

町及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

町は県の支援を受けボランティアセンターの運営に積極的に参画するものとする。

イ ボランティアコーディネーターの育成

町の社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。

町は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行うものとする。

(5) ボランティア活動拠点の整備

町の社会福祉協議会は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

(6) 廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第6節 広域的な応援体制の整備

1 方針

大規模災害発生時において、町の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

2 実施責任者

町（総務課、関係各課）

社会福祉協議会

3 実施内容

(1) 広域的な応援体制の整備

町は、町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、町内に派遣される応援部隊の受け入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア 県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結するものとする。

イ 防災関係機関との協力体制

町は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

(3) 県内相互応援

ア 県及び市町村災害時相互応援協定

町は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。

イ 広域消防相互応援協定

町は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(4) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

町は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものと

する。

イ 広域航空消防応援

町は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

第7節 緊急輸送網の整備

災害予防編

1 方針

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

緊急輸送道路の管理者

3 実施内容

(1) 緊急輸送道路の指定

県計画に定められた町内の緊急輸送道路を「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として指定する。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保

大規模災害時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により道路交通に支障が生じることが考えられる。町は、岐阜県等の関係機関と連携することによって、緊急輸送道路や救援物資集配拠点施設の整備、一時集積配分拠点の指定、専用または臨時ヘリポートの指定等、非常時の活動を想定した環境整備に取り組みあらゆる交通手段を活用した緊急輸送網を構築する。

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。

(3) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に町へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、町は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するものとする。

町は、県、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

(4) 緊急通行車両の周知・普及

町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

(5) 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないものとする。

第8節 防災通信設備等の整備

1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施責任者

町（総務課、企画課）

防災関係機関

道路管理者

3 実施内容

(1) 情報システム基盤の拡充

災害時における情報収集能力や通信連絡能力を維持・確保するため、その機能強化を推進する。

衛星電話や携帯電話・携帯端末による情報システム基盤の整備・拡充、防災行政無線システムの整備、地理情報システム(GIS：Geographic Information System)を活用した情報集約・伝達・共有システムの整備等を計画的に行う。併せて、予備機の設置等により、災害後においても行政業務が継続できるよう努める。

(2) 災害時の広報体制の整備・強化

住民に対する緊急情報の伝達手段を整備するとともに、広報活動に関し、CATVや報道機関等との間で災害時の協力体制の強化を行う。

(3) 町防災行政無線等の整備、活用

町は、町本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線(同報無線、地域防災無線、移動無線)及び避難所等との間の通信網の整備拡充に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

町防災行政無線については、平常時の運用はもとより、災害時に即応できる体制を確立するとともに、その維持・管理に努める。また、職員に対しては、通信施設の使用方法について習熟を図り、通信機能の有効活用を図る。

災害の発生により防災行政無線の使用が不可能になった場合は、移動体通信（携帯電話等）によって情報の収集・伝達を行うとともに、防災行政無線の迅速な復旧を目指す。

(4) 防災相互通信用無線の整備

町及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

町は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

(5) 非常時の通信体制の整備

町及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信

協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用するすることが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(6) その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

社団法人日本アマチュア無線連盟岐阜県支部と県との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

エ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集体制を整備する。

(7) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備するものとする。

(8) 災害現場からの情報収集

町は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

(9) 情報システムの高度化等

ア 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。

イ 情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

町は、ニアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

災害予防編

第9節 火災予防対策

災害予防編

1 方針

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によつては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施責任者

町（総務課）

消防団

可茂消防事務組合

3 実施内容

(1) 火災予防の指導強化

ア 住民に対する指導

町は、自主防災組織等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行うものとする。

- a 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- b 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法
- c 火災予防条例の周知・徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

町は、防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

- a 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）
- b 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓
- c 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法
- d 消防対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導
- e 消防法の規定に基づく建築同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

ウ 初期消火体制の確立

町は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するものとする。

- a 街頭消火器の設置、その使用方法
- b 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

(2) 町の消防体制

美濃加茂市、可児市、加茂郡（6町1村）、可児郡御嵩町では、可茂消防事務組合を設

置し、広域共同処理方式による消防力の充実と消防活動の効率化を図っている。このような状況を踏まえると、町において、消防力の一層の充実・効率化を図るためにには、町消防団の教育訓練体制の充実や青年や女性も含めた団員確保に努めるとともに、可茂消防事務組合との連携をさらに強化することが基本となる。

町は、可茂消防事務組合への協力、町消防団との一体的な消防活動体制の確立を図るとともに、「岐阜県広域消防相互応援協定」、近隣市町村間の「消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣、受入等の整備を進め、広域消防応援体制の強化を図る。

(3) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

町は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時に多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

a 町消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充

地震や火災に対処するため、老朽化した施設等を計画的に整備するとともに、消防ポンプ自動車の計画的更新を進める。また、建物の倒壊や地割れ等による交通障害等を考慮して、小型動力ポンプ付き積載車等の計画的整備を図る。

さらに、消防用の機械・器具、水利、接岸道路については、点検・整備によって常時その保全に努め、災害発生時の出動に備えるものとする。

b 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進

c 必要な資機材等の整備

d 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

e 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成

消防団員に対して一般教養訓練や消火訓練等各種訓練を実施し、消防団員の資質の向上と実践的技能の習得を図る。また、消防団員の救急・救助技術の向上等も図る。

f 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

町は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

a 防火水槽の整備

b 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

c 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

d 河川への接岸道路等の整備

第10節 水害予防対策

災害予防編

1 方針

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとするが、水害と関連のある貯木対策、道路施設対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

2 実施責任者

町（総務課、関係各課）

製材業者

道路管理者

防災関係機関

施設等管理者

河川管理者

3 実施内容

(1) 貯木対策

製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努めるものとする。

ア 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。

イ 貯木は、流木化するおそれのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがある時は、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならぬこと。

ウ 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。

(2) 道路施設対策

道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

(4) 水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う 契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

県は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行う。

町は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを県の支援のもと策定するものとする。

(5) 防災知識の普及

町、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

(6) 体制整備

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、町、地方公共団体、河川管理者に加え、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(7) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

「第2章 第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

第11節 渴水等予防対策

1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

2 実施責任者

町（関係各課）

施設の設置者

3 実施内容

(1) 現状の把握と施設対策

施設の設置者等は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

(2) 水道等の普及

町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

(3) 渴水期の広報と給水

町、施設の管理者等は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努めるものとする。

ア 広報

- a テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- b 広報車、掲示板等の活用
- c 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

イ 給水の方法

町は、あらかじめ災害時における給水計画を定めておく。給水計画は、主として次の事項について定めるものとする。

- a 給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）
- b 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法
- c 必要となる資機材の確保の方法
- d 関係職員の対応、役割分担等

(4) 給水資機材の確保等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

(5) 飲料水の緊急給水等

施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあっては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

災害予防編

第12節 観光施設等予防対策

1 方針

観光施設の管理者等は、観光施設に危険が予想されるときは、その利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

2 実施責任者

町（関係各課）

観光施設の経営者、管理者

3 実施内容

(1) 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。

(2) 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

(3) 町との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、町との連絡体制を整えるとともに、町長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておくものとする。

また、町が気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

(4) 周知徹底

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、(1)から(3)までの対策を講じるよう指導するものとする。

第13節 孤立地域防止対策

1 方針

町内の孤立の発生を余儀なくさせる地域は、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

災害予防編

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

3 実施内容

(1) 通信手段の確保

通信手段については、「第2章第8節 防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

町は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

(2) 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進するものとする。

(3) 孤立予想地域の実態把握

町は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておくものとする。

(4) 避難所の確保

町は、孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

(5) 備蓄

備蓄については、「第2章第15節 必需物資の確保対策」に定めるところによる。町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。

また、自助・共助の考え方のもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

(6) その他町における対策

町ではその他、災害が発生したとき、土砂災害等により孤立する可能性のある地域については、危険箇所等における対策工事の重点的な実施、ヘリポートの確保等による対策を行う。

(7) その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第14節 避難対策

1 方針

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難の方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施責任者

町（総務課、住民課、健康福祉課）

防災関係機関

自主防災組織

3 実施内容

(1) 避難計画の策定

町は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

また、町は住民等が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。

主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

(2) 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

町は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難場所・避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておくものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

ア 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定避難所の指定

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や住民等の関係者と調整を図るものとする。

町は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保を図る。また、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に

立った整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。

ウ 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

エ 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の基準の策定

町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等について、国、県の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

また、気象警報、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難勧告、避難指示（緊急）等の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう代理規定等を整備するよう努めるものとする。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについ

ては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。

躊躇なく、避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

町に対し、県は、実効性のある避難のあり方を検討し、避難勧告等の基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(6) 避難勧告等の助言にかかる連絡体制

町は、避難勧告等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、国及び県は必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について町に助言を行うものとする。

(7) 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、町長に通知するものとする。

また、県は、その他河川についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な手法も用いて、町へ浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

町は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）浸水想定区域の指定のあったときは、町計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める

ものとする。

町長は、町計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

町は、洪水浸水想定区域内にある堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

(8) 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

県は、町に対し、これらの基準及び範囲の設定および見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(9) 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするために、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する

する周知に努めるものとする。

また、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(10) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第15節 必需物資の確保対策

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所、病院等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

住民

事業者

3 実施内容

(1) 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、町計画の定めるところによるものとする。

また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

なお、町はそれらの啓発に努めるものとする。

イ 町備蓄

大規模災害の発生時の飲料水や食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。

また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

(2) 燃料供給体制の整備

石油等の燃料類の供給体制を確保し、医療機関や医療救護班、緊急通行車両等に優先的に供給するとともに、指定避難所や各家庭、事業所等にも配給できるよう、燃料の確保・供給体制の強化を図る。

(3) 緊急輸送拠点の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

(4) 支援物資の輸送体制の整備

町は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図ると共に、関係機関との訓練を実施するものとする。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。

また、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という）の避難支援について、地域における避難支援体制の整備を図る。

そのため、避難行動要支援者名簿の作成や名簿の共有など平常時からの備えと、災害発生時の情報提供、避難支援、安否確認などに加え、避難後における相談窓口の設置や介護サービスの提供などの生活支援について「川辺町要配慮者避難支援プラン」（平成23年1月策定）に基づき取り組む。また、町及び社会福祉施設の管理者等は、要配慮者の安全確保に向けて一層の対策を推進する。

町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施責任者

町（総務課、健康福祉課）

消防団

可茂消防事務組合

社会福祉協議会

自主防災組織

施設等管理者

防災関係機関

住民

3 実施内容

(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

要配慮者の避難、救出には迅速な行動が必要となることから、各地区の状況について、町、社会福祉協議会、民生児童委員、町消防団、自治会（自主防災組織）等の間で情報共有を行う。また、災害発生時の避難・誘導、救出の支援者を複数登録するよう呼びかけるなど、その体制の確立を進める。

町は、町計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

町は、町計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならぬ。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新す

るとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 町

町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

町計画に名称及び所在地を定められて要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 施設、設備等の整備

ア 町

町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

さらに町は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

(4) 人材の確保とボランティア活用

ア 町

町は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

イ 県

町が設置する避難所等において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（岐阜D C A T）の派遣体制を整備し、運用するものとする。

ウ 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

(5) 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

イ 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進

エ 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

オ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

カ インターネット、S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第17節 応急住宅対策

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

災害予防編

2 実施責任者

町（基盤整備課）

3 実施内容

(1) 供給体制の整備

町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(2) 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、民間賃貸住宅の借り上げ体制の整備、住宅の補修体制の強化などを盛り込んだ住宅供給等促進計画を作成し、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、近隣市町との応援協力協定締結等により、住宅供給・補修対策のための体制を整備する

第18節 医療救護体制の整備

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施責任者

町（健康福祉課）

可茂消防事務組合

医療機関

日本赤十字社岐阜県支部

岐阜県赤十字血液センター

3 実施内容

(1) 医療救護計画の策定

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

(2) 災害医療コーディネートチームの設置

災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などをを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における料提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。

(3) 広域災害・救急医療情報システムの整備

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

(4) 救護所、救護病院の整備

町は、傷病者を処置、受入れ等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておくものとする。

(5) 医療・助産・救護体制

病院については、災害時にも機能するよう、施設建物・設備の耐震性の強化等を促進し、医療機関としての機能強化を推進する。医師会、歯科医師会、薬剤師会等と医薬品・資機材等の供給や人材派遣に関する協定を締結する等、医療・助産救護体制の整備・拡充に取り組む。また、自主防災組織の活用についても検討を行う。

(6) 救急体制

様々な災害に対応できるよう、高規格救急車をはじめとする救急・救助用資機材等の充実、救急救命士の養成、消防隊員等の救急・救助技術の向上等を推進することによつ

て、救急体制の整備・強化に取り組む。

(7) 災害に対応した医療の普及・啓発

町及び医療機関は、互いに連携し、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修に努める。また、町は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義等に関して、住民及び職員への普及・啓発に努める。

(8) 医療品等の確保体制の確立

町及び岐阜県赤十字血液センターは、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

(9) 広域医療搬送拠点等の整備

町は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

第19節 防疫対策

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施責任者

町（総務課、住民課、健康福祉課、産業環境課）

3 実施内容

(1) 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

また、近隣市町村や民間事業者等と応援協定を締結することにより、環境衛生対策の体制整備と関連施設・業務の継続性の向上を図る。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、町内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

(4) ごみ・がれき処理体制の環境整備

災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、関係機関とも連携して事前に検討する。また、建設業者等の重機保有状況を把握するとともに、災害時応援協定を締結することによって災害時の協力体制を強化し、ごみ・がれきの処理体制を確保する。

(5) その他、衛生関係処理体制の環境整備

ア 遺体取扱い等対策実施体制の整備

遺体の取扱方法及び処理手順等については、事前に検討を進め、その体制の確保に努める。

イ し尿処理体制の環境整備

災害時のし尿処理については、県や関係機関の協力のもと、事前に検討を進める。また、町において簡易トイレの備蓄を行うとともに、仮設トイレ保有業者との協定を進める。

第20節 河川防災対策

1 方針

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するための治水事業等を促進する。

災害予防編

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課、産業環境課）

3 実施内容

(1) 治水事業

関係機関の協力のもと、飯田川、尾賀野川、水無瀬川、雄鳥川等の各河川の改修をはじめ、排水路の改良・改修・整備、雨水の流出抑制施策、水防体制の充実・強化等の対策を計画的に推進する。

第21節 砂防対策

1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地滑り等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課、産業環境課）

3 実施内容

(1) 砂防対策

ア 土砂災害・急傾斜地崩壊防止対策事業

町内には、土石流発生危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域が多数指定されている。これらの危険箇所については、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設の設置を県に対して要望し順次実施するとともに、配布した土砂災害ハザードマップの周知及び活用を図り、避難計画等ソフト面も含めた総合的な対策を促進する。

また、調査によって土石流やがけ崩れの危険性が高いと判断された箇所については、町と関係機関の協力のもと、梅雨期および台風期をはじめ、豪雨が予想されるとき等にパトロールを隨時強化して実施し、必要に応じて早急かつ適切な措置が取れるようとする。

イ 急傾斜地崩壊対策事業の推進

町は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施するものとする。

ウ 土地造成土留め施設等の整備

傾斜地等に土地造成を行った場合、土砂崩れや擁壁崩壊等の危険が予想される。そのため、県及び関係機関と連携し、土地造成業者に対し、土留め施設の整備等、安全対策の指導を行うものとする。また、既存の土地造成地において、崩壊の危険のある土留め施設等については、危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

(2) 土砂流出防止対策

町は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する

(3) 土砂災害防止対策

町は、県と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害

警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

ア 危険区域等の周知

町計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を町の事務所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

県は、町の土砂災害警戒区域等表示看板の設置や土砂災害ハザードマップの原案作成等の支援を行う。

イ 警戒避難体制の整備

町計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

岐阜地方気象台及び県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、町長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、町長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

ア 情報の提供

町は、県との協力のもと土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設の調査結果に基づき、要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の管理者、防災責任者に対し、その旨を周知する。

町は、当該施設の名称及び所在地について、町計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

イ 防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

ウ 要配慮者利用施設における防災体制の整備

a 施設等における対策

「第2章第16節 要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

b 町と施設との連絡体制の確立

町は、町計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努めるものとする。

第22節 農林業等防災対策

1 方針

農地や農林業関連生産施設については、災害予防計画の作成、施設の点検・整備及び補修による安全性の確保を推進するとともに、農産物・林産物・畜産物の生産については予防技術の周知徹底により、災害からの予防を図る。

災害予防編

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課、産業環境課）

3 実施内容

(1) たん水防除事業

町は、昭和36年6月の梅雨前線豪雨による内水被害を契機にたん水防除事業が制度化され、既設排水機場も含め県内の農業用排水機場にて、事業の実施を行ってきており、今後においては、緊急度の高いものから、順次改修して行くとともに集中排水管理システムの整備も推進して行くものとする。

(2) 防災ダム事業

町は、農地を主とする地域の洪水による被害を未然に防止するために必要な洪水調整ダム及びその関連施設の新設又は改修を行い、洪水の調整を行ってきており、今後においても、防災ダム事業必要地区を調査するとともに、強化する必要がある等、緊急度の高いものから順次事業を行うものとする。

(3) ため池等整備事業

町は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。また必要に応じ、土のう、杭等の応急資材の確保を図る。

町は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

また、ため池洪水の発生が予想される場合は、事前に巡回・点検に努める。

(4) その他防災事業

町は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

第23節 治山対策

1 方針

森林は、水源のかん養、土砂の流出、崩壊の防止等の公益的機能を有しており、これらの機能の高度発揮のため、必要な施設の設置・改良と森林整備を総合的に推進する。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課、産業環境課）

3 実施内容

山腹崩壊地、はげ山等の荒廃山地の復旧・整備等、林野の保全を図るための対策を計画的に進めることによって、洪水防止、渇水緩和、土砂流出防止等の機能を確保する。人家や道路、田畠等に被害を及ぼす可能性のある山林の小規模な事業についても、併せて施工する。

また、町においては、山地災害危険地区が多数指定されている。これらの危険地区については、県に対して一体的な事業の実施を要請し、山地防災機能強化のための土砂流出防止等の保安施設や立地環境に適した樹種を選定し植栽するとともに間伐等災害防止機能の高い森林の整備を進める。

第24節 土地災害対策

1 方針

分譲宅地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う乱開発を未然に防止し災害予防を図る。

災害予防編

2 実施責任者

町（基盤整備課）

3 実施内容

(1) 施行上の管理

町は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

第25節 建築物災害予防対策

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

2 実施責任者

町（関係各課）

3 実施内容

(1) 建築物防災知識の普及（建築基準法の遵守広報）

岐阜県では、建築確認審査業務を通じて、建築物の敷地、構造、用途等が建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合しているかどうかを確認・審査している。町においても、建物の新築、増改築等にあたって、法の遵守の広報に努める。

(2) 特殊建築物の災害予防

学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「第2章第9節 火災予防対策」に定めるほか、次によるものとする。

ア 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

イ 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

ウ 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあっては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

エ 計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と受入者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

(3) 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性にかんがみ、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

第26節 災害危険区域の防災事業の推進

1 方針

町は、災害危険区域を把握し、関係機関及び住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

災害予防編

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課、産業環境課）

3 実施内容

(1) 災害危険区域等調査の実施

災害予防と災害対策の的確かつ円滑な実施を支援するため、町内において、単独または関係機関と共同で調査を実施する。調査を通じて、災害（火災、水害、急傾斜地、土石流、山地に起因する災害等）の発生を防止するために対策が必要な地域・箇所、ならびに、災害時に危険を拡大させる可能性の高い地域・箇所（災害危険区域等）を把握する。

(2) 災害危険区域における周知と対策の実施

災害危険区域と判断される場所については、重点的に対策・警戒を実施する区域と位置づけるとともに、既存ハザードマップの見直しや詳細かつ精度の高いハザードマップを作成し、住民への周知を図る。当該区域については、災害発生を抑止するための対策を実施・検討するとともに、避難路や避難場所の設定及び警戒避難支援体制などの充実を図る。また、該当区域の所有者・管理者に対しては、災害時の措置について事前に通知を行う。

第27節 防災営農対策

1 方針

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

2 実施責任者

町（産業環境課）

農業団体

3 実施内容

(1) 指導等の実施

ア 指導事項等

町及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

イ 指導等の方法

町及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

(2) 病害虫防除器具の整備

農業団体は、各種災害により併発が予想される病害虫防除に万全を期するため、病害虫防除器具の保全整備に努めるものとする。

(3) 災害用水稲種子の確保

町は、災害時における代作用種子を確保するものとし、水稻の再生産に努めるものとする。

第28節 ライフライン施設対策

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

災害予防編

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課、上下水道課）

ライフライン事業者

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 町は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。また、飲料水の利用状況や施設の状況を把握する一方で、水源の多元化、配水施設等の整備、応援体制の整備等を通じて安定した水源の確保に常に尽力するとともに、給水資機材の確保・備蓄を図り、住民の日常生活に混乱が生じないよう、その対策に努める。

イ 町（水道用水供給事業者を含む。）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- a 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- b 配水施設等の安全性の確保
- c 管路施設の整備
- d 電力設備の確保
- e 緊急時給水拠点の設定
- f 資機材の備蓄等
- g 広域的相互応援体制の整備

(2) 下水道施設

町は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

また、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するものとする。

さらに、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

- a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- b 下水道施設設備の安全性の確保
- c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- e 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- f 下水道台帳の整備
- g 中部ブロック災害応援体制の整備

(3) 電気施設

町は、電気事業者との連絡体制を強化し、電力の供給停止・復旧等に関する情報を得る等、災害時の電力の安定供給や応急対策に努める。

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- a 電力供給施設の安全性の確保
- b 防災資機材及び緊急資機材の整備
- c 要員の確保
- d 被害状況収集体制の整備
- e 広域的相互応援体制の整備

(4) 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

- a 鉄道施設の安全性の確保
- b 防災資機材の整備点検
- c 要員の確保

(5) 電話（通信）施設

町は、災害時の通信（電話）の断絶や輻輳等を避けるため、電気通信事業者との連携のもと、災害用伝言ダイヤル・伝言板の活用、携帯電話中継局の増設、衛星携帯電話の利用等の方法により、通信機能の確保を図る。

電気通信事業者は、災害発時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- a 電話通信施設、設備の安全性の確保
- b 災害対策機器の配備
- c 重要通信の確保
- d 要員の確保

(6) 放送施設

町は、災害時の住民等への情報伝達には、放送事業者と災害時応援協定を締結し、テレビ、ラジオ等の民間放送も活用できる体制を確立する。

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- a 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- b 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- c 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- d 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- e 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

(7) 電線類

町は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

(8) ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- a 避難所その他公共施設での井戸の掘削
- b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- e 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定)
- f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- g 新エネルギーシステムの導入

(9) 応急対応マニュアル等の策定

ライフライン施設の管理者は、災害発生の未然防止はもちろん、災害時の応急対応マニュアルの策定等を進め、ライフライン機能の支障を最小限にとどめるための体制の充実を図る。また、町は、ライフライン機能に支障が生じた場合に備え、代替機能の確保に努める。

第29節 文教対策

第1項 文教対策

災害予防編

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施責任者

町（教育支援課）

学校等の経営者、管理者

3 実施内容

(1) 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨構造等適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

(2) 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。

ア 組織の整備

文教施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

ウ 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

エ 計画・マニュアルの整備

町は、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルを策定されるよう促進する。また、学校等と保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促す。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

(4) 防災教養

町又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行うものとする。

ア 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（こども園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行いうよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

イ 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

ウ 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

エ 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。

オ 訓練は毎学期1回程度実施する。

カ 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

キ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

ク 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

ケ 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

(7) 災害関連情報の把握

教育委員会及び各教育機関の管理者は、気象予報（注意報、警報）や東海地震の予知に係る情報等、災害に関わる各種情報の把握に努める。なお、災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、教育委員会が決定する。

第2項 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施責任者

町（生涯学習課）

指定文化財等の所有者又は管理者

3 実施内容

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

イ 町

a 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

b 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

c 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

d 文化財保護審議委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

町教育委員会は県の協力のもと、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第30節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 実施責任者

町（総務課、関係各課）

3 実施内容

(1) 行政における業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員を速やかに派遣できる体制の確立を図るものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 業務継続のための基盤整備

災害後における行政業務遂行を支援するため、電力、通信手段、コンピュータシステム等の基盤設備が災害時または災害後の必要な期間機能するよう、自家発電設備の整備、予備機の設置、燃料の備蓄等、その強化・充実に努めるものとする。

(3) 行政機関における個人情報等の分散保存

町における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第31節 企業防災の促進

災害予防編

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施責任者

町（産業環境課）

商工団体

各種企業

3 実施内容

(1) 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。））の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 企業防災の促進のための取り組み

町、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるB C P策定支援及びB C M構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア B C Pの策定促進

a 普及啓発活動

企業防災の重要性やB C Pの必要性について積極的に啓発していく。

b 情報の提供

企業がB C Pを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれが策定している被害想定や各種災害におけるハザードマップ等を積極的に公表する。

イ 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、

当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

災害予防編

第32節 防災対策に関する調査研究

1 方針

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

2 実施責任者

町（関係各課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 防災に関する調査・情報収集

町固有の地域防災特性の把握に努めるとともに、大規模災害関連資料の収集・整理、災害タイプ別対策や被災者救援対策の調査、防災に関する岐阜県や関係機関との情報交換を通じて、災害対策に関する知識を深め、災害対策に生かす。

(2) 災害危険地予察

町は、関係機関の協力を得て、毎年管内の山崩れ、がけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、また、県の防災ヘリコプターを利用した災害危険地の調査を基に、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を町計画に反映するものとする。

(3) 風水害対策基礎調査

岐阜県においては、大規模災害発生状況をみると風水害とりわけ水害による災害が多く、風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、町は、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進するものとする。

ア 既往の風水害

イ 降水量と山腹等の崩壊災害

ウ 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害

エ 降水量と河川災害

オ 浸水想定区域図

カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(4) 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによつては、大災害をひき起す素因を多くもつており、町及び防災関係機関は、相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進するものとする。

(5) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

町においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

第33節 航空災害対策

災害予防編

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

町（総務課）

防災関係機関

航空運送事業者

放送事業者

道路管理者

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

町、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

イ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

町、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 捜索、救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火

ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

イ 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ 消火活動関係

町は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

エ 捜索活動支援関係

町は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

町、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

町は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

町、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

町、航空運送事業者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第34節 公共交通災害対策

1 方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

災害予防編

2 実施責任者

町（基盤整備課、企画課、総務課）

防災関係機関

鉄軌道事業者

放送事業者

道路管理者

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

町は、公共交通施設（鉄道）の事業者と協力し、災害が発生した場合の機能支障を最小限にとどめるため、施設・設備の防災性能の向上を図る。

公共交通（鉄道、コミュニティバス）の運営者は、災害時の応急対応マニュアルの策定等を進め、公共交通機能の支障を最小限にとどめるための体制の充実を図る。また、災害発生のおそれがある場合は、運転規制や運転中止の措置をとり、乗客の安全を確保する。

(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

(2) 鉄道の安全な運行の確保

ア 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

イ 線路防護施設の点検等

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずる恐れのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

(3) 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両

の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

b 通信手段の確保

鉄道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

町、県、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

鉄道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

町は、あらかじめ、鉄道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作

成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

町は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、町との連携の強化に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

町、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

オ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

カ 防災関係機関の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、町の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

町、県、県警察、鉄道事業者、防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町、鉄道事業者、防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

キ 災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

(5) 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努めるものとする。

町、道路管理者及び鉄道事業者は、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第35節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

町（基盤整備課）

防災関係機関

道路管理者

放送事業者

日本赤十字社岐阜県支部

3 実施内容

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

町及び防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(2) 道路施設等の整備

道路網の耐災害性を強化したりすることによって、道路ネットワークの被害を最小限にとどめるとともに、災害時の広域・町内アクセスと避難者の安全確保を図る。

ア 道路施設等の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

イ 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

b 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的

運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

町、県、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

町は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

道路管理者、町は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

エ 緊急輸送活動関係

町、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努める。

オ 危険物等の流出時における防災活動関係

町及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

カ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画

しておくものとする。

キ 防災関係機関の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとするものとする。

町、県、県警察、道路管理者及び防災関係機関は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町、道路管理者及び防災関係機関が訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ク 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

ケ 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第36節 放射性物質災害対策

1 方針

災対法及び放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大の防止について、必要な予防対策を進める。

災害予防編

なお、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力災害の発生及び拡大の防止については、原子力災害対策計画に基づき、必要な対策を進める。（以下「応急対策」についても同様）

2 実施責任者

町（総務課）

防災関係機関

放射性物質を取り扱う事業者

3 実施内容

(1) 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

ア 施設の不燃化等の推進

イ 放射線による被ばくの予防対策の推進

ウ 施設等における放射線量の把握

エ 自衛消防体制の充実

オ 通報体制の整備

カ 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施

キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。

(3) 防災対策資料の整備

町は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努めるものとする。

(4) 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

(5) 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第37節 危険物等保安対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 実施責任者

町（総務課、産業環境課）

可茂消防事務組合

消防団

防災関係機関

危険物等の貯蔵・取扱事業者及び団体

道路管理者

放送事業者

日本赤十字社岐阜県支部

住民

3 実施内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨町（消防署）及び警察署に通報するものとする。

イ 緊急措置

町は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

ウ 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、町は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

エ 教養、指導

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

オ 安全性の向上

町及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の

徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

カ 応急対応マニュアル等の策定

高圧ガス事業者は、緊急対応マニュアルを策定し、緊急連絡体制を整備するとともに、防災協定等による地域応援体制を構築するものとする。

(2) 危険物等の輸送対策(移送、移動も含む。)

町は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

b 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

町、県、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

c ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で町に必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保

安の確立を推進するものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

町は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

町は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

エ 緊急輸送活動関係

町、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努めるものとする。

オ 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ 防災業務関係者の安全確保関係

町は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

ク 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ケ 災害復旧への備え

町、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

町は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第38節 林野火災対策

1 方針

町は、林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要がある地域として、林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところであり、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

町（総務課）

消防団

可茂消防事務組合

防災関係機関

森林組合

林野の所有者、管理者

道路管理者

放送事業者

日本赤十字社岐阜県支部

民間企業

住民

3 実施内容

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災特別地域、林野火災対策計画

町は、岐阜県によって「林野火災特別地域」に指定されているため、町の実情を踏まえた林野火災対策計画を策定し、消防施設の整備等の事業を推進する。また、町、可茂消防事務組合、林野所有者（管理者）は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

イ 防火林道、防火森林の整備

町は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

ウ 火の使用制限

町は、火入れを行う者に対する適切な対応、林野への無断入山防止対策を講じるとともに、監視の徹底を図り、火災の早期発見・早期通報に努めるものとする。

また、町及び可茂消防事務組合は、林野所有者（管理者）に対し、防火線や防火樹帯の設置、防火用水の確保等の事項について管理・指導を行い、林野火災の予防に努める。なお、火災警報発令時には、可茂消防事務組合火災予防条例の規定に基づき、林野所有者（管理者）に対し、火の使用制限を行う。

エ 森林保全管理活動の促進

林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

(2) 林野の所有(管理)者の管理上の指導

町は、林野火災に関し、林野の所有(管理)者に対し必要な施業を行うよう指導するものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

b 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

c 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配意するものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

町、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

町は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

エ 緊急輸送活動関係

町、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をするものとする。

オ 避難受入れ活動関係

町は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

a 防災訓練の実施

町、県、消防機関、森林組合、民間企業、住民等は、相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

b 実践的な訓練の実施と事後評価

町、森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

町は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火に関する知識や森林愛護思想の普及、啓発を図る。なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

なお、防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

イ 保健休養林等の保全

町は、レクリエーション等県民の保健と、休養の場となっている「生活環境保全林」、「緑地環境保全地域」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

エ 住民の防災活動の環境整備

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

また、林野火災の予防活動について、住民や林業従事者等の協力が不可欠であり、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成、助長するものとする。

第39節 大規模な火事災害対策

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

防災関係機関

道路管理者

放送事業者

事業者

日本赤十字社岐阜県支部

住民

3 実施内容

(1) 災害に強いまちづくり

ア 市街地の耐火性の向上

町内では、中川辺、西栄井、下麻生地区等において、建築後、長い年数が経過した住宅が残っており、防災面で問題となる可能性がある。これらの住宅の構造部材の耐火性の向上に向けた取り組みとともに、公園・緑地等の計画的配置による延焼遮断機能を強化するなど、燃えにくい市街地の整備を進め、災害時の避難者の安全確保や火災の延焼防止を図る。

イ 建築物の安全対策の推進

町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

a 情報の収集・連絡体制の整備

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

b 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

のとする。

イ 災害応急体制の整備関係

a 職員の体制

町、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参考体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

b 防災関係機関相互の連携体制

町、県及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

a 救急・救助活動関係

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

b 医療活動関係

町及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

町は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

c 消火活動関係

町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

町、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

オ 避難受入れ活動関係

町は、避難場所への避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布により、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

指定緊急避難場所については、町は、安全な区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等

を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じて大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

町及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

町、放送事業者等は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

町は、全国火災予防運動（年2回）、防災週間等を通じて、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

イ 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第40節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

災害予防編

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(2) 代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 基本方針

災害応急
対策編

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2項 災害警戒本部・災害対策本部

災害時には、役場庁舎が応急対策活動拠点となり、災害対策本部または災害警戒本部が設置される。また、役場庁舎が被災した場合に代替本部として利用できるよう、中央公民館も応急対策活動拠点とし、役場庁舎とともに本部機能の整備に努める。

1 災害警戒本部の設置

風水害・土砂災害に関連する気象警報等が発表された場合、その他町長が必要と認めたとき等は、その状況に応じて「第1次配備体制」または「第2次配備体制」をとるとともに「災害警戒本部」を設置し、情報収集・連絡活動や警戒活動を実施する。また、事態の推移を注視しながら「災害対策本部」の設置に備える。

2 災害対策本部の設置

土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報、特別警報が発表された場合、災害が発生した場合、町内の広範囲にわたって大規模な被害が予想される場合、その他町長が必要と認めた場合等は、「第3次配備体制」をとるとともに、役場庁舎（使用できない場合は町中央公民館）に「災害対策本部」を設置し、応急対策を実施する。

3 災害総合相談窓口の設置

災害時には、必要に応じて、住民からの情報提供、要望、問合せ、相談等の受付及び情報を収集するための窓口として、「災害総合相談窓口」を設置する。

本部区分	災害警戒本部			災害対策本部	代行順位等
配備	第1次配備		第2次配備	第3次配備	
体制	準備		警戒	非常	
本部長	総務課長		総務課長	町長	①参事 ②教育長 ③総務課長
副本部長	総務課課長補佐 (防災担当)		総務課課長補佐 (防災担当)	教育長・参事	※本部長の代行 順位を引き継ぐ
消防本部長			消防団副団長	川辺出張所長 消防団団長	①消防団団長 ②消防団副団長
職員	時間内	・防災担当	時間内	・防災担当 ・全課長(対策監含む)	全職員
	時間外	・防災担当	時間外	・防災担当 ・警報当番 ※本部長の判断により課長、 課長補佐の招集もあり得る	
消防団					全消防団員
参集基準	風水害	・警戒レベル2相当が発表された場合	・警戒レベル3相当が発表された場合 ・本部長が必要と認めた場合	・警戒レベル4相当が発表された場合 ・本部長が必要と認めた場合	・警戒レベル2とは 洪水注意報 大雨注意報 等 ・警戒レベル3とは 大雨警報 洪水警報 氾濫注意情報 等 ・警戒レベル4とは 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等 ・警戒レベル5とは 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
	地震	・震度4の地震が発生した場合 町長が必要と認めた時	・震度4の地震が発生した場合 町長が必要と認めた時	・震度5弱以上の地震が発生した場合 ・町長が必要と認めた時	
	原子力	・県内で原災法第10条に該当しないが、原子力に係る事故が発生した場合	・県内で原災法第10条に該当する事故が発生した場合 ・町長が必要と認めた場合	・県内で原災法第15条に該当する事故が発生した場合 ・県の一部が原災法第15条に規定される原子力緊急事態の応急対策実施区域となった場合 ・町長が必要と認めた場合	
	突発事故等	・町長が必要と認めた場合	・町長が必要と認めた場合	・町内で航空機事故、高速道路多重事故、鉄道事故、大規模建物火災、大規模林野火災、集団救急事案が発生した場合	

第2節 災害対策要員の確保

1 方針

大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

2 実施責任者

町（関係各課）

各機関

3 実施内容

(1) 災害対策要員の確保

迅速かつ的確な災害警戒・対策を行うため、災害の程度や規模に応じ、実状に即した対応要員を動員する。

(2) 体制等の伝達

勤務時間内の場合、総務課は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、本部員を通じて各班長に伝達する。各班長は、関係職員に連絡し、所定の配備での事務・業務に従事させる。

勤務時間外（夜間、休日）の場合、宿日直者は、直ちに総務課長及び防災担当に連絡する。総務課長は、本部長に報告して配備体制の指示を受け、直ちに本部員に連絡する。連絡を受けた職員は、状況の推移を注視し、必要な場合は速やかに登庁する。なお、職員は、常に気象等の情報に注意し、その状況に応じて自主的に登庁することを心がけるものとする。

(3) 災害時の職員の対応

職員は、災害の発生、または、発生のおそれがあることを確認したときは、それぞれの配備場所に速やかに移動し、待機する。府外にいる場合及び勤務時間外は、災害情報に注意しつつ、動員命令を待つことなく、自主的に指定場所に参集する（参集基準に該当する場合）。

(4) 災害対応班の編成

各課長は、職員の参集状況を確認しつつ、緊急を要する班から優先的に編成する。また、職員が被災し任務に支障が出る場合等は、職員の配置を各部門・班の間で調整するものとする。

(5) 職員の遵守事項

職員は、災害情報や本部からの指示内容に常に注意を払うとともに、被害の有無・程度に関する情報やその他の災害情報の把握に努める。また、人命救助が緊急に必要な状況に遭遇したら、優先的に実行するなど、必要な措置を講じる。加えて、自らの言動により住民等に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(6) 災対法第71条に基づく従事命令等

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によつてもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

ア 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	町、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 町長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	町長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

イ 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

ウ 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をするものとする。

- a 災対法第65条第2項に基づいて執行したときは、町長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- b 災対法第65条第3項に基づいて執行したときは、町長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。

エ 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付するものとする。なお、県知事（県知事が町長に委任をした場合は町長を含む。）が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ないものとする。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取るものとする。

- a 災害救助法による従事命令（様式編 F-42）
- b 災害救助法による従事命令の取消命令（様式編 F-45）
- c 災害対策基本法による従事、協力命令（様式編 F-44）
- d 災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令（様式編 F-47）
- e 災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令（様式編 F-46）

オ 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書（様式編 F-113）により実費分を弁償するものとする。

カ 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区分	災害救助（県知事命令）	災対法（県知事命令）	町長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	「非常勤消防団員等」及び「災害に伴う応急措置に従事した者」にかかる損害賠償の各条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打ち切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打ち切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打ち切扶助金
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式 9 号	様式 10 号	町で定める様式

キ その他

a 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」（様式編 F-48）を作成整備するものとする。

b 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して県知事に届け出るものとする。

(7) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

災害応急
対策編

第3節 ボランティア活動

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

2 実施責任者

町（総務課、関係各課）

社会福祉協議会

日本赤十字社岐阜県支部

住民

3 実施内容

(1) 町の活動

町は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、県本部や日赤岐阜県支部、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(2) 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、町災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うとともに、県社会福祉協議会災害救援本部および県社会福祉協議会が設置する現地災害救援事務所に協力するものとする。また、町を直接訪れるボランティア希望者の受付、町本部に対するボランティアニーズの確認、伝達・連絡調整を担当する。

(3) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に關係する団体等が、町および県の総合ボランティア部会と連携を密にし、受入、派遣に係る調整等を行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請

災害応急
対策編

1 方針

町長は、災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊の災害派遣を県知事に要請の依頼を行い、県知事は、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

県知事に要請を行った場合、必要に応じて、町長は自衛隊に対し、要請を行ったこと、及び、町内の災害の状況を通知する。ただし、通信の途絶等で知事と連絡がとれない場合は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に直接通知するものとする。

2 実施責任者

町（総務課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 災害派遣要請の基準

ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき

イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 災害派遣部隊の活動範囲

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供

するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣要請の手続き

ア 派遣要請の要求

町長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式編F-49）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、町長は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 派遣部隊の受入体制

県は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、町の受入体制を支援するとともに、派遣された部隊長及び派遣を受けた町の連絡に当たる。

受入側の町は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるよう、特に次の事項に留意のうえ、その受け入れ体制に万全を期すものとする。

- a 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- b 作業計画及び資機材の準備
- c 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- d 住民の協力

e 派遣部隊の誘導

f 活動状況の報告

(4) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

a 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

b 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

c 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

d 県、町が管理する有料道路の通行料

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(5) 派遣部隊撤収時の手続

町長等は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式編 F-50）を提出するものとする。

第5節 災害応援要請、相互協力

1 方針

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

2 実施責任者

町（総務課、議会事務局、関係各課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 広域的な応援

ア 県・隣接市町への応援要請

自主防災組織等だけで必要人員が確保できないときは、可茂県事務所や隣接市町に応援要請を行う。また、必要に応じて、国（地方行政機関）、県及び他市町村の職員の派遣を要請する。

イ 経費の負担

町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

ウ 住民への協力要請

自主防災組織や女性の会、赤十字奉仕団等の各種団体に対して要請を行い、炊出し、給水、清掃、防疫、物資の輸送・配分、被災者の救助保護、初期消火作業等にあたる。

(2) 消防活動に関する相互応援協定に基づく応援要請

町は、県外の市町村との間に広域応援協定を結んでいる場合は、その協定に基づき、町に応援を求める。

また、岐阜県広域消防相互応援協定書及び市町村相互間の消防応援協定に基づき、町に応援を求めるものとする。なお、応援を求められた町は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動するものとする。

(3) 応急措置の代行

県は、災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わつ

て行うものとする。

国土交通省等は、被災により、町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行うものとする。

(4) 議会・隣接市町との相互協力

ア 町議会との協力

大規模災害時には、町と町議会との間で相互協力体制を構築し、応急対策の迅速化や復旧対策の円滑化を進める。

イ 隣接市町との協力

隣接市町との境界等において災害が発生した場合、当該市町と相互に協力・連携し、応急対策ができるようとする。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

1 方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

道路管理者

3 実施内容

(1) 輸送道路の確保

ア 道路に関する被害状況の把握、車両通行機能の早期確保

道路管理者は、地震災害発生後予め指定した緊急輸送道路を優先的に道路パトロールを行い道路及び交通の状況を把握し、災害の発生地域や道路の被害状況、隣接市町村の道路状況を勘案したうえで、順次復旧作業に努め、車両通行機能の早期確保を図る。

イ 情報の提供

道路管理者等は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

ウ 緊急輸送の優先順位

- ① 救急救命医療を要する重症者の輸送や緊急避難を要する被災者の輸送
- ② 人的被害の軽減を実施するために必要な要員・資機材の輸送
- ③ 救急物資の輸送
- ④ 物的被害の軽減を実施するために必要な専門家・資機材の輸送

エ 一時集積配分拠点の確保

被災地への物資輸送を迅速かつ効率的に実施する必要がある場合は、川辺海洋センターに一時集積配分拠点を設置し、搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として利用する。

(2) 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町に通報するものとする。通報を受けた町は、その路線管理機関又はその地域を所管する警察関係機関に速やかに通報するものとする。

(3) 交通規制の実施

ア 道路の通行禁止・制限措置

災害発生と同時に、緊急車両の通行を最優先とする交通規制を行うとともに、住民等に対して自家用車等の利用自粛や相乗利用を要請する。道路が被害を受け、危険な状態となった場合は、必要に応じて通行禁止または制限といった措置を講じるとともに、緊急規制の標識等を設置する。

イ 交通規制の周知徹底

道路管理者及び町は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

(4) 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

県知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 報告等

ア 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をするものとする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 禁止、制限の種類と対象
- b 規制する区間又は区域
- c 規制する期間
- d 規制する理由
- e迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

第2項 輸送手段の確保

1 方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

3 実施内容

(1) 町の災害緊急輸送の方法

町本部が実施する緊急輸送については、道路交通が利用できる場合、自動車輸送を中心に行う。ただし、道路の遮断等により鉄道、舟艇、人力等によることが適切な場合は、それらの方法も活用する。道路交通途絶時において、長距離輸送を必要とし、他に適切な方法がない場合は、自衛隊（ヘリコプター等）並びに県防災ヘリコプターの派遣を要請し、空中輸送を実施する。

(2) ヘリコプター離着陸場等の確保

町は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

(3) 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の広域物資輸送拠点等を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

ア 取り扱い物資

- a 町からの救援要請を受けて、他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- b 食料、生活必需品等の応急生活物資
- c 義援物資集積所から被災市町村に配送される義援物資
- d 医薬品

イ 広域物資輸送拠点等における業務

- a 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- b 避難所等の物資需要情報の集約
- c 配送先別の仕分け
- d 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。

イのc、dについては、ボランティアを積極的に活用するものとする。

ウ 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける町が実施する。

災害応急
対策編

第7節 通信の確保

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施責任者

町（総務課、企画課）

各機関

3 実施内容

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

町、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話株式会社は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

ウ 各種通信施設の利用

a 各種通信メディアの活用

町及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

b 非常通信の利用

町及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

c 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

(2) 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

ア 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行うものとする。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

ウ 鉄道電話による通信

上記イと同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

エ その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあっては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼するものとする。

(3) 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

ア 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市町村の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立化した市町村からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

イ 防災相互信用無線による通信

町及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互信用無線電話により通信を行うものとする。

ウ 非常通信による通信

町及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

(4) インターネット等による通信

(5) 急使による通報

上記(1)から(4)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

(6) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、「第3章第9節 災害情報等の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施責任者

町（関係各課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 警報等の発表及び解除

ア 気象警報等

岐阜地方気象台は、気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象特別警報・警報・注意報・情報及び洪水警報・注意報等（以下「気象警報等」という。）を発表するものとする。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

気象警報等の種類

種類		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等によりにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。

種類		概要
注意報	霜 注意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表される。
	低 温 注意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。
	洪 水 注意 報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表します。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表します。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐 阜 県	美 濃 地 方	岐 阜 ・ 西 濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中 濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東 濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛 駒 地 方	飛 駒 北 部	高山市、飛騨市、白川村
		飛 駒 南 部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。

イ 水防警報

a 国が行う水防警報

中部地方整備局は、水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表及び解除するものとする。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

b 都道府県が行う水防警報

県は、水防法第16条第1項の規定により都道府県知事が指定した河川について、水防警報を発表及び解除する。その種別、内容等は「岐阜県水防計画」の定めるところによる。

ウ 町が行う雨水出水特別警戒水位到達情報

町は、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに町及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

エ 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できるよう、共同して市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

- ・個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。
- ・対象とする土砂災害は技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

また、岐阜地方気象台及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

オ 火災警報

町は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとるものとする。

(2) 警報等の伝達体制

ア 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル	避難情報	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	災害発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
警戒レベル4	・避難勧告・避難指示(緊急)	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1		早期注意情報 (警報級の可能性)		

なお、町及び防災関係機関が、職員による宿直制の廃止に伴い代行員制度による場合は、警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

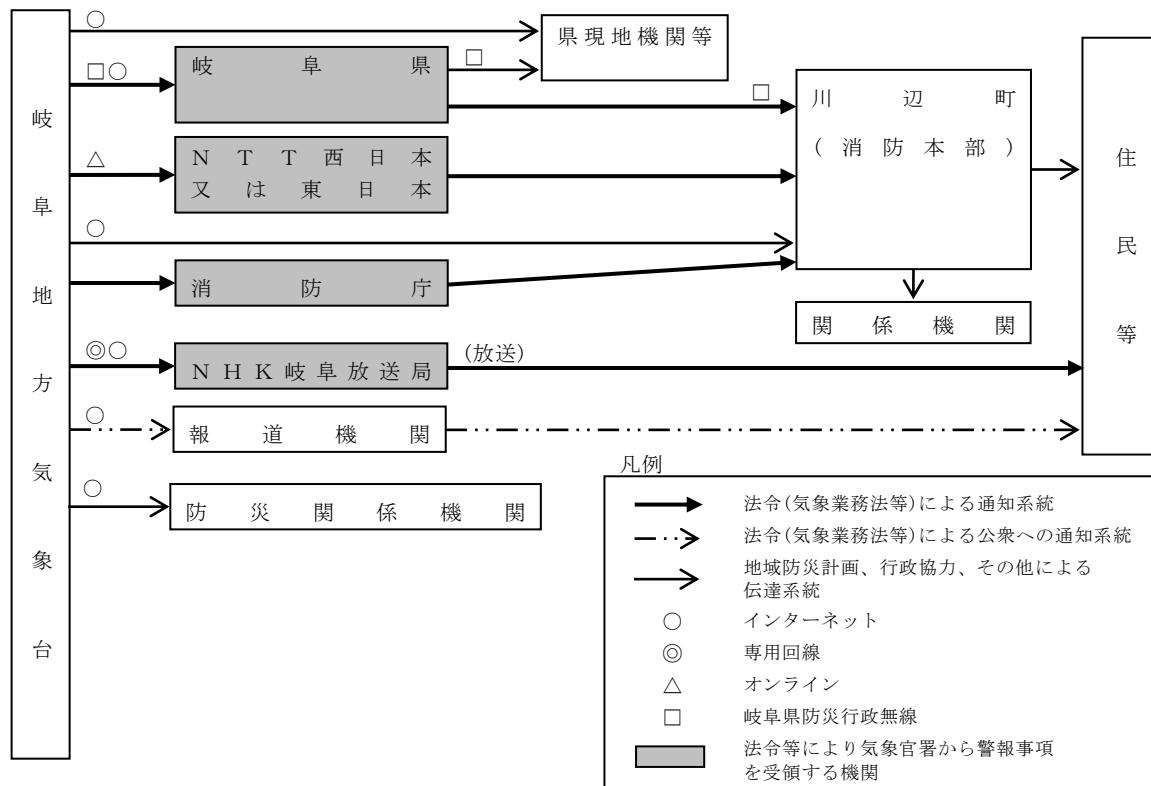
町、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

岐阜地方気象台は、特別警報に準ずる気象現象が発生した場合は、これを直ちに県に伝達するものとする。

町は、土砂災害警戒情報や特別警報など人的又は住家被害が発生するおそれがある災害警戒情報については、迅速に公表し、被害の最小化を目指す。特に、特別警報については住民への周知が義務化されていることから、防災行政無線等を用い確実に広報を実施する。

県は、岐阜地方気象台から特別警報に準ずる気象現象が発生した旨の伝達を受けた場合は、これを直ちに町に伝達するものとする。

a 気象警報等

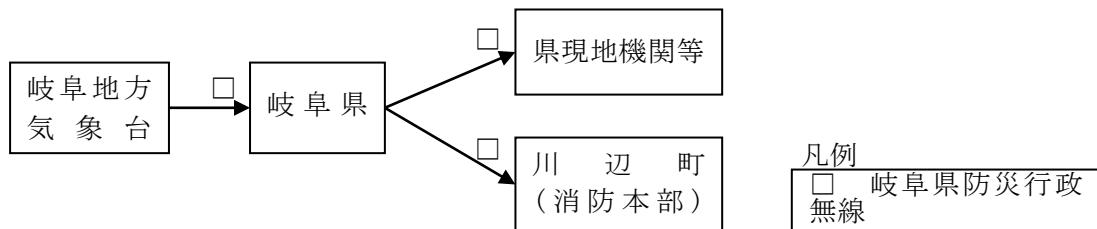


(注) 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。

b 水防警報等

水防警報河川に関する各種情報の伝達系統については、別に定める「岐阜県水防計画」によるものとする。

c 火災気象通報



イ 伝達の方法

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

ウ 警報等の住民等への周知徹底

報道機関及び町は、警報等の発表を知ったときは、関係住民等に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

町は、警報等を住民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行うものとする。

(3) 異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方針により関係機関に周知徹底を図るものとする。

ア 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は、水防機関（町又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、土砂災害に関する場合は町長に、またその他の現象の場合は、町長又は警察官に通報するものとする。

イ 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに当該地域を所管する町長に通報するとともに、当該地域を所管する警察署長に通報する。

ウ 町長の通報

上記ア及びイによって異常現象を承知した町は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常気象によって災害の予想される隣接市町村に通報又は連絡するものとする。

エ 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(4) 雨量観測による気象状況の把握

県は、注意報、警報発表時における県内各地の雨量状況を、雨量観測実施機関の協力を得て把握し、必要に応じて町、関係機関等に伝達する。

町は、自ら設置した簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力を得て、管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び住民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡するものとする。

第9節 災害情報等の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や町を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施責任者

町（関係各課）

各機関

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

災害が発生した場合、各部門は、各班を通じて集めた災害・防災情報を集約し、災害対策本部（又は災害警戒本部）に報告する。また、災害対応に従事できる職員をはじめ、利用可能な防災・災害対応用資機材や施設に関する情報についても、迅速にとりまとめ、災害対策本部（又は災害警戒本部）に連絡する。

本部は、情報を取りまとめ分析し、整理・分析された情報は、必要に応じて各部門を通じて各班に連絡する。なお、本部においては、直接的な人的被害や住家被害の調査・報告を、他の被害に優先して行うものとする。行方不明者数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、住民登録や外国人登録の有無に関係なく、警察等関係機関と協力して正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が、他市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合は、当該市町村または都道府県に連絡する（旅行者など、外国人登録を行っていない外国人については、外務省に連絡）。また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報提供等の協力を求める。

ア 情報の収集

町は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び町（管理者）は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡するものとする。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、町は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

イ 情報の整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

ウ 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあっては、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

(2) 被害状況等の調査・報告

ア 被害状況等の報告方法

町は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めたときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力あるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努めるものとする。

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図るものとする。

イ 一定規模以上の災害

町は、即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、

わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、町は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。県は同方法等により把握した町における行政機能の確保状況を総務省へ報告するものとする。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡するものとする。

種 別 区 分	調 査 報 告 事 項	報告時限・報告様式
災 害 概 況 即 報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発 生 の 都 度 即 時 (様 式 編 F-51)
被 害 状 況 即 報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発 生 後 每 日 定 時 (様 式 編 F-52)
中 間 調 査 報 告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被 害 の 状 況 が おおむね 確 定 し た 時 (様 式 編 F-52)
確 定 (詳 細) 調 査 報 告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応 急 対 策 を 終 了 し た 後 20 日 以 内 (様 式 編 F-52)

(3) 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、町においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

(4) 被害情報等の伝達

災害発生時は、報道機関に対する情報発表を通じて、被災・復旧に関する情報を迅速かつ広範囲に伝達する。被害状況（停電、断水、交通機関の運行等に関する情報）や対策進捗状況、住民に対する注意事項や協力要請については、具体的にわかりやすく広報し、住民の不安解消に努める。また、重要情報については、継続的に広報し、情報の空白時間帯や空白地域がないようにする。

(5) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

(6) 情報の共有化

町は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第10節 災害広報

1 方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 実施責任者

町（企画課）

防災関係機関

報道機関

電気通信事業者

3 実施内容

(1) 災害広報の実施

町及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報となるよう効果的かつ計画的に広報活動を行うものとする。

ア 町の広報する災害に関する情報

a 広報の手段

町は、情報伝達に当たって、防災行政無線、レアラート（災害情報共有システム）、CATV、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

b 広報の内容

地区毎の災害の発生および被害状況、避難に関する情報（避難所、避難勧告・避難指示（緊急）等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他県民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。

その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて町と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

(2) 情報の提供及び報道の要請

町は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

(3) デマ等の発生防止対策

町及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

(4) 住民の安否情報

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

(5) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

町は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

第11節 消防・救急・救助活動

1 方針

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 実施責任者

町（総務課）

可茂消防事務組合

消防団

自主防災組織

防災関係機関

危険物施設の所有者

3 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

町は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

イ 出動計画

町は、町地域内において火災、その他の災害が発生した場合、可茂消防事務組合や消防団と連携し、初期消火及び被災者の迅速な救出・救助をおこなう。消防団は、可茂消防事務組合と緊密な連絡を行いながら業務に従事する。

ウ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

エ 延焼の防止（火災防ぎよ）

町は、火災の状況が町の消防力を上回る場合や隣接市町村からの応援を得ることが効果的である場合には、町本部統括班が消防相互応援協定に基づき、隣接市町村に対して応援を要請する。

(2) 危険物関係施設における危険物施設の所有者の災害拡大防止措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市町村への通報、付近住民への避難の周知

エ　自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

(3) 負傷者等の救出及び救急活動

ア　住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

イ　応援要請

町は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請するものとする。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第12節 水防活動

1 方針

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全に期す。

2 実施責任者

町（基盤整備課、上下水道課）

可茂消防事務組合

消防団

河川管理者

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者

土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防団等の出動

町（町長、水防事務組合及び水害予防組合管理者）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及びそれぞれの町の水防計画に定める基準により、水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制に万全を期すものとする。

イ 監視及び警戒

町は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害個所、水衝部その他特に重要な個所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡するものとする。

河川管理者（国土交通大臣、県知事）及びため池管理者（町長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、町に連絡するものとする。

ウ ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期するものとする。

エ 水防作業

町は、河川、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となる場合、その応急措置として土のう積みなど現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工するものとする。

オ 水防情報

町、河川管理者及び関係機関は、適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたつ

て重要となる河川の情報について、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ 決壊等の通報及び決壊後の処理

町等は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接町等に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

キ その他

その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。

(2) 滞水排除

町又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、町は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施すものとする。

第13節 雪害対策

1 方針

降雪時における交通の確保、建造物の倒壊等の防止のため、迅速に必要な措置を行う。

2 実施責任者

町（基盤整備課）

3 実施内容

(1) 交通施設対策

降雪あるいは着雪（氷）によって、道路が交通不能となった場合、また交通事故が発生するおそれがある場合、道路管理者および警察と協議のうえ、適切な措置を講じる。

また、道路管理者の委託を受けて、あるいは、緊急に防除措置を要するときは関係機関に連絡のうえ、応急措置を行う。

(2) 建造物対策

大雪により、住宅等の建造物が倒壊・破損する危険があるときは、所有者または管理者が速やかに除雪するものとする。所有者または管理者による除雪作業が不可能または困難であると認められる場合は、基盤整備課と協議のうえ、その地区の消防団員または奉仕団の動員を要請し、除雪作業を実施する。

第14節 県防災ヘリコプターの活用

1 方針

町域内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる県の防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施責任者

町（総務課）

3 実施内容

(1) 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

町長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者を含む。）から県知事に防災ヘリコプターによる支援の要請があり、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による支援を行う。

ア 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合

イ 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合

ウ 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合

エ その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

町は、防災ヘリコプターによる支援を要請をする場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 災害の種類

イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害発生現場の気象状態

エ 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制

オ その他必要事項

(3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第15節 孤立地域対策

1 方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立が予想される地域における災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

3 実施内容

(1) 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害発生時に町は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。町は、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

町は、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、「第3章第7節 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

町は、道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(5) 道路の応急復旧活動

町は、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

(6) その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第16節 災害救助法の適用

災害応急
対策編

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施責任者

町（総務課）

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁がある。

また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

(2) 被害状況の把握及び報告

町は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合は、町は直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

(3) 災害救助法の適用

町長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

第17節 避難対策

1 方針

災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、町長を中心として防災関係者が相互に連携をとり住民に対し、避難のための立退きの勧告、指示等をして、安全な場所へ避難させる。

2 実施責任者

町（総務課、住民課、健康福祉課）

防災関係機関

自主防災組織

3 実施内容

(1) 避難の勧告又は指示

災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、住民等に対して避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ア 町長の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

町は、住民に対する避難のための避難勧告等を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される水害危険情報図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。

町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失すことなく避難勧告等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

イ 県知事の代行措置

県知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、町長に代わってその事務を行う。（災対法第60条第6項）

ウ 警察官の措置

警察官は、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに危険地域の住民等に対し避難のための立ち退きの指示を行うものとする。（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）

エ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民等に対し避難の指示を行うものとする。（自衛隊法第94条第1項）

オ 町の措置

町は、洪水により危険が切迫していると認められるとき、危険地域の住民に対し、避難のため立ち退くことを指示するものとする。（水防法第29条）

(2) 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難勧告等の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(4) 避難措置等の周知

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを勧告し、又は指示をし、若しくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、関係機関に通知又は連絡するものとする。

イ 住民等に対する周知

町は、避難の勧告又は指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、「第3章第10節 災害広報」により住民への周知を実施するものとする。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、町は、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の緊急的な安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、安全確保措置を指示することができるものとする。

(5) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 避難場所及び避難所の開設場所

町は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の受入人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を見込む場合や、道路の途絶による孤立が続く見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

町は、災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 指定避難所の周知

町長は、指定避難所を開設した場合において、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- a 被災者の受入れ
- b 被災者に対する給水、給食措置
- c 負傷者に対する医療救護措置
- d 被災者に対する生活必需品の供給措置
- e その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営・管理等

町は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

才 県有施設の利用

県は、町長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、町長が行う受入れ活動に協力する。

カ ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社奉仕団、その他N P O・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

町の実施する救援措置が円滑に行われるよう、県はボランティアのあっせんをする。

(6) 避難路の通行確保

避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

(7) 避難の誘導

避難措置の実施者は、避難勧告等を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険

箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報
警戒レベル 4	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難勧告 避難指示（緊急）
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

(8) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- ア 避難指示（緊急）等の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ 地域内居住者の避難の把握

(9) 避難先の安全管理

町及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災

者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

(10) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

町は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

(11) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

町は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

(12) 行政区域を越えた広域避難の支援要請

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は都道府県に広域避難の受入れに関する支援を要請するものとする。

(13) 広域一時滞在

ア 町の役割

町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

イ 県の役割

町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行

うものとする。

ウ 国の役割

国は町及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を町に代わって行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、町に代わって行うこととなる県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

(14) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第18節 食料供給活動

1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施責任者

町（関係各課）

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

炊き出し及び食品供給の直接の実施は、町が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて町長が実施するものとする。

供給する食料は、原則として町の備蓄を使用するが、必要に応じて、応援協定締結業者にも供給を依頼する。供給の実施できないときは、県若しくは隣接市町村が応援又は協力をして実施するものとする。

町において食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、県は町に対して食料物資を確保し輸送するものとする。

イ 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、また、医療機関、福祉施設を優先するとともに要配慮者等に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

(2) 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは、町が給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

イ 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

ウ 炊き出し場所には町の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

(4) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品給与のために必要な米穀等は、原則として町において、管内の米穀販売業者等から購入する。

(5) 主食料の緊急確保

町からの供給要請に基づき県は、炊き出し及び食品給与を行う必要があると認められる時は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

(6) 副食等の確保

炊き出しその他の食品給与のため必要な原材料、燃料等の確保は、町において行う。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県若しくは隣接市町村において確保輸送し、あるいは確保のあっせんをするものとする。

また、必要に応じて町は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

(7) 応援等の手続

町において、炊き出し等食品の給与ができないときまたは物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等を要請するものとする。

(8) 食品衛生

町は、炊き出しに当たっては、常に食品衛生に心掛けるものとする。

炊き出しを開始したときは、町に県職員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈する者が発生した場合は、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第19節 給水活動

1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

町（総務課、上下水道課）

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施主体

飲料水は、水道水源地の山楠配水池からポリ容器、給水タンク車により給水拠点に輸送し、供給・配分する。不足する場合や自動車等が利用できない場合は、防災備蓄倉庫の備蓄飲料水を供給する。自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、町は岐阜県水道灾害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請するものとする。

町における飲料水等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、県は町に対する給水応援を実施するものとする。

イ 給水活動における配慮

町は被災者へ給水等を実施する際には、指定避難所及び炊き出し場所、医療機関や福祉施設、断水地域の住民に優先的に実施する。また、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努めるものとする。

(2) 水道水源地が汚染された場合の処置

水道水源地が汚染された場合は、清掃・消毒を十分に実施し、水質検査（通常の理化学検査）によって飲用に適することを確認したうえで供給する。家庭用井戸等によって飲料水を確保する場合は、防疫等の衛生上の処置を行ったうえで利用する。

(3) 緊急給水

緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合には、木曽川水系緊急水利調整協議会と緊密な連絡をとり実施する。なお、木曽川水系以外の水系についても、木曽川水系に準じて実施するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によつてもなお飲料水の確保ができないときは、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求するものとする。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第20節 生活必需品供給活動

1 方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

町（関係各課）

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、町が町計画の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合は、原則として県が物資の確保・輸送を行い、町は被災者に割当て支給を行う。町が調達した物資については役場庁舎又は中央公民館において、県からの物資については川辺海洋センターにおいて支給する。町は、自ら生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

県は、町における被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると認められる場合、県において生活必需品等の確保を行い、町に供給する。

町において生活必需品等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は要求を待たないで、町に対する生活必需品等を確保し輸送するものとする。

イ 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、医療機関及び福祉施設等を優先するとともに要配慮者に対しても配慮し、生活必需品等が供給されるよう努めるものとする。

(2) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

イ 物資の調達、輸送

生活必需品の調達及び輸送は、町において行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 実施責任者

町（住民課、総務課、健康福祉課）

消防団

可茂消防事務組合

社会福祉協議会

社会福祉施設の設置者、管理者

住民

3 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

災害発生直後、関係機関の協力を得て、要配慮者の安否確認を行う。また、救援に当たっては、事前に整備した避難行動要支援者名簿等を活用して、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。町は、関係機関と連携し、あらかじめ定められた「川辺町要配慮者避難支援プラン」（平成23年1月策定）に従って、要配慮者は地域住民とともに避難するよう配慮する。また、地域の自主防災組織は、地域ぐるみの協力体制を整備する。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

県は、町が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、町の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜D C A T）の派遣を行う。

(2) 避難所、仮設住宅

要配慮者が避難所に避難した場合は、避難所または地域で要配慮者を支援し、ともに協力して生活するものとする。また、仮設住宅の入居者選定にあたっては、要配慮者の

優先的な入居を進めるものとする。

(3) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

ア 入所者の保護

a 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難にあたっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

b 臨時休園等の措置

こども園にあっては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館等の通所施設についても、こども園に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

c 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、町に連絡又は要請する。

d 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、町の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

e 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、町に連絡しその応援を要請する。

f 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町に連絡しその支援を要請する。

g 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配意する。

イ 被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受け入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受け入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

また、避難所生活が長期化した場合、一般の避難者との共同生活が困難な要配慮

者のために、福祉施設等に専用の避難スペースを確保し、関係機関の協力を得て必要なスタッフを確保する。

(4) 外国人対策

ア 各種通訳の実施

災害時の外国人被災者の救助が必要な場合、公益財団法人岐阜県国際交流センターに通訳ボランティアの派遣を要請する。

イ 正確な情報の伝達

町は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通した正確かつ迅速な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努めるものとする。

第22節 帰宅困難者対策

災害応急
対策編

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供を速やかに構築する。

2 実施責任者

町（総務課、企画課）

3 実施内容

(1) 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする。

(2) 徒歩帰宅困難者への情報提供

報道機関、防災関係機関等より情報を収集し、徒歩帰宅困難者に対して、帰宅ルートや帰宅支援施設（一時滞在施設、コンビニエンスストアなど）等、必要な情報を提供する。

第23節 応急住宅対策

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第17節 避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。

2 実施責任者

町（基盤整備課）

3 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対象種別			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設受入れ	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。
	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資		自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために町が除去する。
	4 生活保護法による除去		保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

- (注) : 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。

災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

町は、災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。設置場所については、町において決定するものとする。

なお、町は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。

(4) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

(6) 住宅の応急修繕

町は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を

行うものとする。

(7) 障害物の除去

町は、災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対し、障害物の除去を行うものとする。

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

町は、低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

町は、災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環としてアによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

ウ 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損する恐れがある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪下ろしに要する人夫賃

(10) 社会福祉施設への入所

町は、災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適當な者について、必要性の高い者から入所させるものとする。

町は、被災者の避難状況等にかんがみ、他県等区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

(11) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第24節 医療・救護活動

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画による。

2 実施責任者

町（健康福祉課）

医療機関

3 実施内容

(1) 医療救護活動

ア 町の医療救護活動

被災現地で応急医療等を実施するため、医療関係者による現地医療班を編成するとともに、医薬品・医療用資機材供給体制を迅速に確保する。また、県および日本赤十字社等においても、別途医療班を編成する。被災現地において医療が必要な場合は、医療班を現地に派遣し、現地（指定避難所または被災現地）の近くの適切な施設を利用して診療にあたる。適切な施設がない場合は、テント等により野外に現地救護所を開設する。

なお、町の医療班の活動は、原則として災害発生後1日～2日間とし、長期間に及ぶときは、県に派遣を要請する。

イ 医療救護活動の実施方法

被災現地で医療等が必要な場合、医療班は、現地医療班を派遣する。現地医療班は、現地（指定避難所または災害現地）近辺の適切な施設を利用して、あるいは、テント等により野外に現地救護所を開設して診療にあたる。なお、町の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適當な場合、医療班は、その医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて医療等を行う。

大規模災害等によって医療を要する者が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、医療関係機関または国の非常本部等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣要請を行う。

その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。

なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

また、医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

ウ 医療機関への搬送

医療機関における医療が必要と認められる場合は、医療機関の代表者と協議し、平常時の取扱いに準じて医療を実施する。医療を必要とする者の状態が重傷病で、受入れが必要な場合は、受入れ可能な医療機関に搬送する。搬送は、基本的に自動車を

利用して行うが、緊急を要する場合は、県防災ヘリコプターや自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

移送が必要な重症患者数が多数に及ぶ場合等、必要に応じて、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構）に、町外の医療施設での広域的な後方医療活動を要請する。また、広域後方医療施設への移送予想人数を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営し、そこから町外の医療施設への移送を実施する。

(2) 医薬品等の確保

ア 基本方針

町は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器の確保を図るものとする。

イ 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

県は、町から医薬品、衛生材料及び医療用具の機器について、応援要請を受けたときは、災害時における医療救護活動に必要な医薬品の供給等に関する協定等に基づき岐阜県製薬協会、岐阜県医薬品卸協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会、東海歯科用品商協同組合岐阜県支部、岐阜県医療機器販売業協会に要請し、調達する。

(3) 助産等の体制

助産および被災者の心のケアについても、適切な体制を整備する。

(4) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第25節 救助活動

1 方針

町及び県警察は、災害発生により生命、身体が危険となった者、もしくは、災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される、または生命があるかどうか明らかでない者を早急に救出し、負傷者については医療機関に受入れるものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

2 実施責任者

町（総務課、健康福祉課）

可茂消防事務組合

消防団

自主防災組織

3 実施内容

(1) 救助活動

ア 町の医療救護活動

町及び県警察は、緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、可茂消防事務組合、消防団、警察機関が相互に協力し、連携を密にして実施する。また、救助隊・救急隊、消防団、自主防災組織、住民等が連携し、早期救出活動と重症患者の早期救命搬送を行う。救命処置を必要とする者を最優先し、発生後72時間以内の対応完了に努める。

負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に受入れるものとする。なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

(2) 発見者の通報

救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに救出に当たる。また、独自で救出できない場合等は、町本部、警察、消防のいずれかに直ちに通報するものとする。

(3) 応援の要請

町単独では十分な対応ができない場合、資機材が十分でない場合は、県もしくは隣接市町村に応援を要請する。空中輸送が必要な場合は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災ヘリコプターの派遣を要請する。

(4) 機関相互の連絡

救出指揮者は、出動警察官と緊密に連絡をとり、相互に協力しながら、一体的に救出作業を進める。救出後医療を要する場合は、町本部医療班または医療機関に連絡をとり、待機を要請する等、機関相互の連絡調整に努める。

(5) 応急資機材等の確保・調整

応急資機材等の確保・調整においては、人命救助、被災者の救出・緊急避難、医療活動を最優先とする。

ア 応急資機材の調達

応急対応に必要な資機材等は、基本的に各班で調達するものとする。資機材が不足し、各課での調達が困難となった場合は、本部において総合的に調整を行い、対応の遅れを防ぐ。

イ 応急資機材確保の優先順位

- ① 被災者の救出・緊急避難や医療活動における資機材
- ② 要配慮者救援対策実施に必要な資機材
- ③ 物的被害軽減の対策実施のために必要な資機材
- ④ 公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第26節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

1 方針

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施責任者

町（総務課、住民課）

3 実施内容

(1) 遺体の搜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(2) 遺体の取り扱い、収容等

ア 遺体の取り扱い

町は、遺体を発見した場合は、速やかに県支部警察班（警察官）に連絡し、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

イ 遺体の収容

町は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

- a 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。
- b 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。
- c 医師による死因その他についての検査を行う。

ウ 遺体の検視、身元確認

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師、歯科医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行うものとする。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう町と密接に連携するものとする。

エ その他

町は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬等

ア 遺体の埋葬

町は、遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

- a 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- b 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。
- c 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

町は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施するものとする。

(4) 遺体安置所の確保

遺体の安置場所は、民間葬儀場等に協力を要請する。

(5) 応援協力

町は、自ら遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

県は、町の実施する遺体の搜索、取り扱い、収容、埋葬に特に必要があると認めたときは、他市町村ほか関係機関・団体に応援するよう指示する。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第27節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

災害応急
対策編

2 実施責任者

町（産業環境課、健康福祉課）

3 実施内容

(1) 県の防疫活動への協力

町は、県の行う被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送等の防疫活動に協力する。

(2) 町の防疫活動

町は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- a 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- b ゴミ捨て場所等へのねずみ属・昆虫等の駆除
- c 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- d 感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- e 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- f 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

(3) 応援の要請

町は、被害が甚大で町限りで防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県からの応援を得て実施するものとする。

第2項 食品衛生活動

1 方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。

このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施責任者

町（産業環境課、基盤整備課、健康福祉課）

3 実施内容

(1) 食品関連施設に対する監視指導

町は、炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

町は、県と連携を図りながら、炊き出し施設等の食品関連施設に食品衛生監視員を派遣し、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応

町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を県支部保健班に連絡し、原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。

第28節 保健活動・精神保健

1 方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者的心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、町、県、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施責任者

町（健康福祉課）

3 実施内容

(1) 保険活動

ア 体制

町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

イ 活動内容

県及び町は連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動するものとする。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

ウ その他

その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。

(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要援護者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第29節 清掃活動

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、町（一部事務組合）が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施責任者

町（産業環境課、上下水道課）

3 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

町は、清掃班（ごみ収集運搬チーム）を編成し、「川辺町災害廃棄物処理計画」（平成24年9月策定）に基づき災害時に発生したごみ等廃棄物の収集・運搬を行う。廃棄物の収集順序は、被災地の状況や被災世帯の屋内清掃状況等を考慮して決定する。ただし、当初は災害廃棄物に重点を置いた対応を実施するため、道路機能の確保を優先する。また、災害廃棄物の収集にあたっては、広報等を通じて分別収集の徹底を要請する。

し尿処理は、原則として、し尿処理場またはし尿浄化槽によって処分し、不衛生にならないように配慮する。町で処分できない場合は、県に連絡し応援要請をする。

(2) 清掃方法

ア ごみ処理

町は、ごみ収集車の確保について、町所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

b 収集方法

ごみの収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

c ごみの処分

必要に応じて、災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等を設定する。なお、仮置場は災害廃棄物の種別及び排出量の状況により指定する。

リサイクルできない廃棄物は、可茂衛生施設利用組合による焼却処分を原則とし、不燃物や焼却できない廃棄物は、広域的な範囲で埋立処分を行う。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分にあたっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

イ 住民、事業者の役割

災害に伴う家屋、事業所及びその周辺の清掃は、各個人、事業者が行うことを原則とする。

ウ し尿処理

町は、し尿収集車の確保について、町所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

a 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

b 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

c し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

エ 災害廃棄物の発生への備え

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。

町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

オ 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

県は、災害が発生し、町の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、町の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を町に代わって行うものとする。

国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の町長から要請があり、かつ、町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を町に代わって行うものとする。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

(3) その他関連対策

町は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員200人に対して、大小便器をそれぞれ2個以上ずつ設置する。閉鎖にあたっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、町備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

なお、民間での保有状況もあらかじめ把握しておくものとする。

第30節 愛玩動物等の救援

1 方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

災害応急
対策編

2 実施責任者

町（産業環境課）

3 実施内容

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

(1) 被災地域における動物の保護

町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

第31節 災害義援金品の募集配分

1 方針

被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施責任者

町（関係各課）

日本赤十字社岐阜県支部

岐阜県共同募金会

3 実施内容

(1) 義援金品の募集

ア 義援金品の募集機関

地域における義援金品の募集・配分は、町が中心になり、日本赤十字社岐阜県支部川辺町分区や社会福祉協議会等の機関が共同・協力して被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら実施する。特殊な災害等による募集・配分は、関係のある機関が単独または共同で実施する。義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

a 義援物資

- ・受入窓口
- ・受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）
- ・受入窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

b 義援金

- ・受入窓口
- ・振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 問い合わせ窓口等

町は、必要に応じ義援金品に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 義援物資の受入、配分等

町の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分等を行うものとする。

ア 受入

- a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- b 受入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。
- c 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援物資の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

ウ 配分

a 配分

町の募集機関等で構成する配分委員会組織が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

b 配分の時期

配分は、できる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取扱うように配慮する。

エ 義援物資の管理

義援物資は、義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

オ 各種様式

義援物資の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

カ 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

(3) 義援金の受入、配分等

町の募集機関は、次により義援金の受入及び配分等を行うものとする。

ア 受入

a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

b 義援金品拠出者名簿を作成し、あるいは義援金品受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引継ぎ、集積

受入れた義援金の引継ぎにあたっては、町の募集機関等で構成する配分委員会組織の銀行口座への振込みの方法による。

ウ 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分にあたっては、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

エ 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

才　各種様式

義援金の受入、引継ぎ、集積、配分、管理にあたり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

力　費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第32節 産業応急対策

1 方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる

2 実施責任者

町（産業環境課）

各機関

3 実施内容

(1) 観光客等の応急対策

ア 応急対策

本町における観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者にできる限り徹底しその対策に当たる。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

イ 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに町（消防団を含む。）又は警察官に応援又は実施の要請をするものとする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

(2) 農作物の応急対策

災害により、農地又は農道が被害を受けた場合は、速やかに復旧に努める。災害発生後は、農作物への被害拡大を防止するため、関係機関と協力し、以下の応急対策にあたるものとする。

ア 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、町は、県に確保あっせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、主要農作物については岐阜県米麦改良協会、野菜等については県内種苗業者（日本種苗協会備蓄部会傘下）と連絡し確保の調整をするものとするが、県内において確保できないときは、主要農作物については東海農政局、野菜等については日本種苗協会に要請し確保あっせんする。

イ 病害虫防除対策

a 病害虫防除指導の徹底

町は、災害により病害虫の発生が予想され又は発生したときは、病害虫発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病害虫防除の指導徹底に当たる。

なお、病害虫発生予察情報は、県において発し、町に伝達する。

b 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、町は、県に確保あっせんの要請をす

災害応急
対策編

るものとする。要請を受けた県は、全農岐阜県本部、岐阜県農薬販売協同組合等と連絡をとり、その確保あっせんに努める。

c 防除器機具の整備

町、関係機関は、病害虫防除機具の整備に努めるものとするが、その整備について指導に当たるものとする。なお、町は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をするものとする。要請を受けた県は、近隣の地域から県有農機具を移動する等その応援の調達をする。

ウ 肥料等の確保

町は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あっせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、県内関係機関と連絡をとり必要に応じ他県に要請し、確保あっせんに努める。

エ 蚕糸の対策

蚕業関係の各機関及び経営者は、災害気象に留意し、災害による被害が予想されるときは、未然に防止するためその対策に当たるものとする。

なお、町は、県と密接な連絡を取りその協力を得るものとする。また、災害により被害が発生したときは、被害の軽減あるいは早期復旧に当たるものとし、関係機関（養蚕農業協同組合連合会、岐阜県農業共済組合連合会、製糸、蚕種関係者）と連絡を密にし、桑園、桑苗、蚕種、育蚕、産繭処理等についてその対策を指導する。

(3) 畜産の応急対策

ア 家畜の診療

災害のため家畜飼育者が平常時の方針により家畜の診療を受けることができないときは、町において診療するものとする。なお、町において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請するものとする。要請を受けた県は、現地に職員を派遣し応急診療を実施するとともに、必要に応じ、被災地域内に常時待機する。

イ 家畜の防疫

畜舎等の消毒等家畜の防疫については、県が行う。

ウ 家畜の避難

町は、浸水等災害の発生が予想され又は発生したときには、県その他の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他対策について指導する。町は、県から連絡を受けあるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたときは、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

エ 飼料等の確保

町は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県に確保あっせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、県内において確保あっせんをする。

オ 青刈飼料等の対策

町は、飼料作物、牧草等が風水害により被害を受け全壊または回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置について指導する。一部分の被害で回復の見込みのある場合は、速効性の肥料を施用し、生育の促進をするよう指導するものとする。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、県に確保あっせんの要請をするものとする。要請を受けた県は、県内又は県外において確保あっせんをする。

カ 牛乳の集乳対策

町は、被災地域内において酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳搬送できないときは、県に集乳搬送についての協力を要請するものとする。要請を受けた県は、受入業者その他関係機関と連絡し、速やかに、牛乳処理施設への搬送ができるよう協力あっせんをする。

(4) 林地、林産物等の応急対策

ア 林地、林道の対策

町は、災害により発生した林地、林道被害の復旧工事について、特に先行して実行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、速やかに災害関連緊急治山事業及び林地崩壊防止事業計画を作成し、必要あるものについては、林野庁の査定を受ける。

イ 造林木の対策

a 倒木対策

町は、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

b 資材等の調達

町は、災害に備えて、町あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あっせんを要請するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、県内において確保あるいはあっせんをするものとするが、県内において確保できないときは、近県に応援を求め、確保あっせんをする。

ウ 苗木等の対策

a 苗木種子の確保

町は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あっせんを要請するものとする。要請を受けあるいはその必要を承知した県は、県内で確保可能なときは、適当な業者にその協力を求め確保あっせんする。なお、県内において確保できないとき又は困難なときは、林業用種苗生産需給調整要綱に基づき、近県に応援を求め、確保あっせんをする。

b 病害虫の防除

町は、森林組合と協力して長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスター・ロチャ病等の防除について指導の徹底を図るものとする。

エ 一般林産物及び施設の対策

a 被害木の処理

町は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督励指導するとともに被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。なお、県行造林の被害木については、県が、その早期処理に努める。

b 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配慮をするものとする。

c 浸水製材施設の処理

町は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たるものとする。

オ 特用林産物及び施設の対策

a 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

町は、災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないときは、県に確保について要請するものとする。要請を受けた県は、県内関係機関と協議し、確保あっせんに当たる。

b しいたけ等への雑菌対策

町は、農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底に当たるものとする。

(5) 干害応急対策

ア 応急対策

町は、干ばつ被害の発生が予想されるときは、被害を防止するため、農業用水の無効放流と漏水の防止及び節水協力の要請等適切な対策を講ずるものとする。

イ 応急対策用ポンプ

町は、干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、東海農政局が保有する災害応急用ポンプを利用してその対策に当たるものとする。

第33節 公共施設の応急対策

1 方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施責任者

町（関係各課）

各管理機関

3 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するにあたり、路上の障害物の除去が必要な場合は、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。

(2) 河川施設の応急対策

河川等の機能確保を第一として障害物除去対策を行う。河川の障害物の除去に関しては、基本的に各管理者が実施する。ただし、緊急を要する場合は、町が関係団体・業者等と協力して実施する。

また、管理者は、災害発生後直ちに河川・ため池等施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町は、降雨量が注意・警戒を要する雨量に近づいた場合は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

また、土砂災害警戒情報等が発令された場合は、機を逸することなく、住民に対し防災行政無線等の方法により避難勧告等を発令する。土砂災害等により孤立集落となる可能性がある地域に対しては、先行的な情報提供を行う。

イ 応急対策

町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告を行う体制整備を図るよう努めるものとする。

(4) 公共建築物の応急対策

町の施設、社会福祉施設、観光施設、その他公共公益施設等の各管理者は、災害関連情報の把握や周知徹底に努め、災害による危険があることを察知した場合は、自らの判断により利用者・職員の安全避難等の必要な措置を行う。公共施設等は災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。また、避難所として利用する場合は、当該施設の管理者に連絡し、被災者の受け入れ等に関する協力を要請する。

第34節 ライフライン施設の応急対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

災害応急
対策編

2 実施責任者

町（基盤整備課、総務課、上下水道課）

各機関

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 町の応急対策

上水道施設が被災したときは、給水車や給水拠点等によって応急給水を行うなど、飲料水の早期供給に努める。また、上水道施設の被害状況を速やかに調査し、給水再開の課題を把握・整理するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を作成し、早期復旧を目指す。

イ 町の応急復旧対策

a 緊急要員確保

町は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

b 被害状況調査及び復旧計画の策定

町は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成するものとする。

c 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

町は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するものとする。

d 県等への応援要請

町、水道事業体による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

また、必要に応じて東海四県水道災害相互応援に関する覚書に基づき応援を要請するものとする。

e 重要施設への優先的復旧

町は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(2) 下水道施設

ア 町の応急対策

下水道施設及び汚水・雨水排水路の被害状況を速やかに調査し、供用再開の課題を把握・整理するとともに、排水系統を考慮した復旧計画を作成し、早期復旧を目指す。

す。

イ 町の応急復旧対策

a 緊急要員の確保

町は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道管理者に応援を要請するものとする。

b 被害状況の把握及び応急対策

町は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘査して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

(3) 電気施設

ア 町の応急対策

a 連絡調整

町は、災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

b 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

イ 電力会社の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

e 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずるものとする。

f 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

g 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを防災行政無線や報道機関などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

h 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

(4) 鉄道施設

ア 町の応急対策

a 連絡調整

町は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

b 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

d 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保するものとする。

e 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、迂回線区間にに対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずるものとする。

f 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行

い緊急確保するものとする。

g 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施するものとする。

h 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

(5) 電話（通信）施設

ア 町の応急対策

a 連絡調整

町は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

b 応援要請

町は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努めるものとする。

イ 電気通信事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要な通信の確保を図るものとする。

e 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

f 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施するものとする。

g 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

h 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(6) 放送施設

ア 町の応急対策

町は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 放送事業者の応急復旧対策

a 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

b 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

c 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

d 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

e 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第35節 文教災害対策

第1項 文教対策

1 方針

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

災害応急
対策編

2 実施責任者

町（教育支援課）

学校等の管理者

3 実施内容

町は、学校、社会教育施設等の文教施設が被害を受け、教育活動や業務運営に支障が生じた場合、あるいは、被災施設を放置すると被害が拡大する可能性がある場合は、関係機関と速やかに連絡・協議を行い、維持・保全、教育活動等の実施の視点から必要な範囲において応急復旧を行う。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じるものとする。

(1) 気象予警報等の把握、伝達

町教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、「第3章第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」に基づき町に伝達されるため、町教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達するものとする。

(2) 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発時における応急対策等は、次に定めるところによるものとする。

ア 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

イ 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

ウ 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期するものとする。

(3) 児童生徒等の安全確保

災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがある場合、各学校長は、迅速に児童・生徒を避難させる等、災害の状況に応じた安全措置や救急処置を行う。

(4) 教育活動の早期再開

町教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 応急教育の実施

災害に伴う被害によって教育活動等が実施できない場合、休校等の措置を講じる。

ただし、正規の教育活動等が困難な場合でも、できる限り速やかに教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- a 被害箇所及び危険箇所の応急修理
- b 公立学校の相互利用
- c 仮設校舎の設置
- d 公共施設の利用
- e 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(5) 教員の確保

町教育委員会は、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

(6) 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

災害によって学用品を失った小学校児童及び中学校生徒に対しては、被害の実情に応じて、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給し、教育・就学に支障が生じないようとする。応急教育に必要な教科書等の学用品については、県教育委員会がその種類、数量を町教育委員会を通じて調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

イ 就学援助

町は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

ウ 学校給食及び応急給食の実施

応急教育等を実施する場合、給食もできる限り実施するように努める。

エ 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、「第3章第27節 防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

オ 転出、転入の手続

町教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

カ 心の健康管理

町教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

(7) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

町（生涯学習課、教育支援課）

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者

3 実施内容

(1) 被害報告

文化財の所有者又は管理者は、万一火災が発生したときには、直ちに可茂消防事務組合に通報するとともに、初期消火により火災の拡大防止に万全を期す。

文化財が被災した場合は、教育委員会に被害状況を報告するものとする。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

町は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受け入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 文化財の対策

被災文化財については、町文化財保護審議委員等の意見を参考に、教育委員会から、所有者又は管理者に対し、文化財的価値を維持するよう、その対策を指示し、指導するものとする。

第36節 防犯対策

1 方針

様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努めるものとする。

2 実施責任者

町（総務課）

自主防災組織

3 実施内容

町は、警察機関と協力し、被災地における犯罪の発生を未然に防止するため、必要な防犯対策を実施し、住民の不安解消に努める。また、地域の自主防災組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう、積極的な指導・支援に努めるほか、警備業者に対しても防犯活動の強化を要請する。

第37節 航空災害対策

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

町

防災関係機関

航空運送事業者

電気通信事業者

医療機関

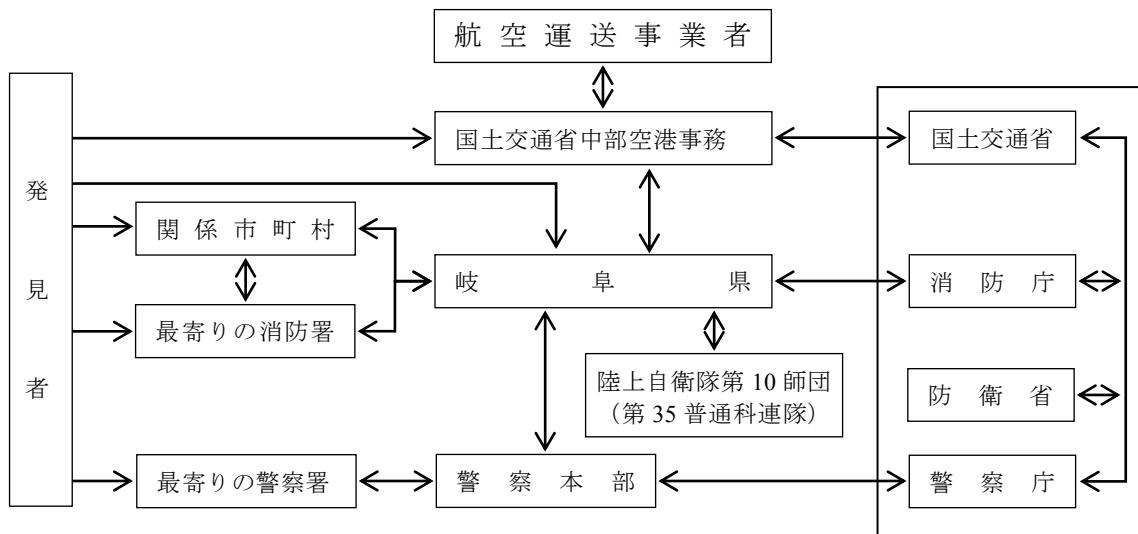
3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

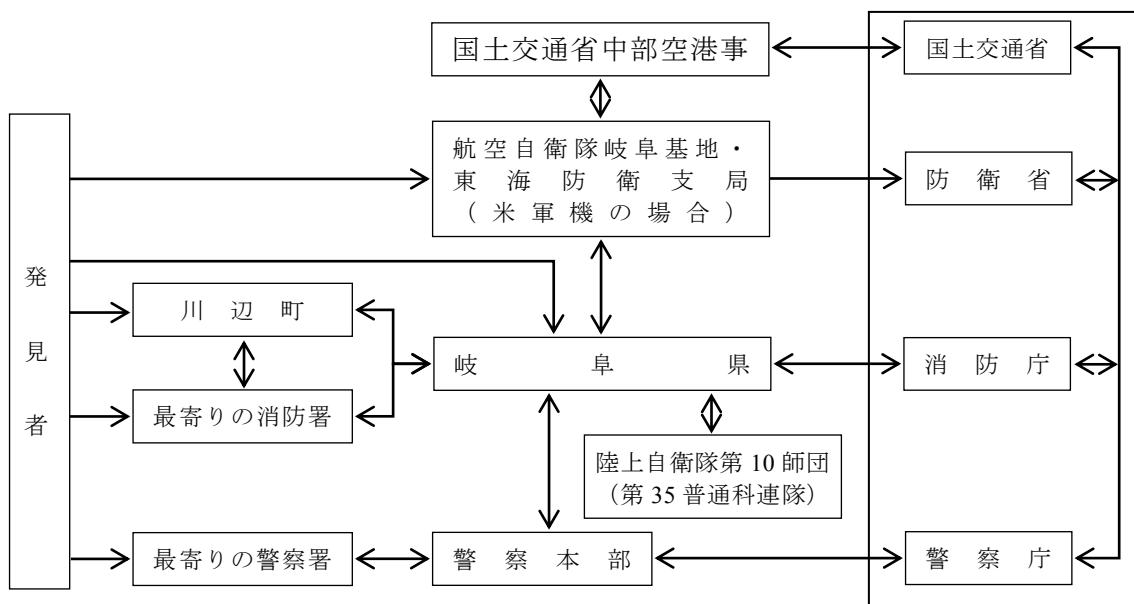
ア 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

a 民間航空機の場合



b 自衛隊機、米軍機の場合



イ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

ウ 通信手段の確保

航空運送事業者、県、町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における県、町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等に基づき、また必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 関係者等への的確な情報伝達活動

航空運送事業者、町及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

なお、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を隨時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第38節 鉄道災害対策

1 方針

鉄道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

町（総務課、企画課、基盤整備課）

防災関係機関

鉄道事業者

電気通信事業者

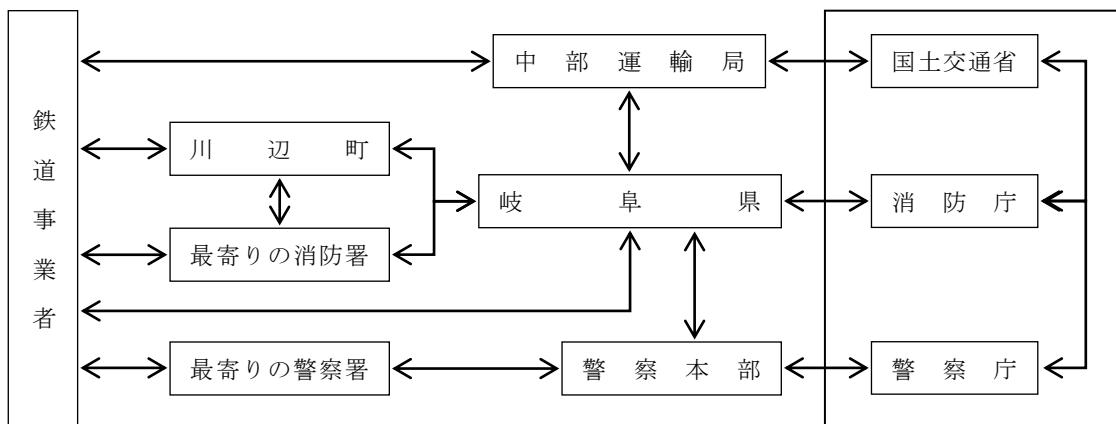
医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、町が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



イ 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、国、県、町等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 通信手段の確保

鉄道事業者、町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずるものとする。

イ 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等に基づき、また必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等に基づき、また必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

オ 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

(4) 被災者等への的確な情報伝達活動

鉄道事業者、町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 再発防止対策の実施

鉄道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県、町、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第39節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

町（基盤整備課）

防災関係機関

道路管理者

電気通信事業者

医療機関

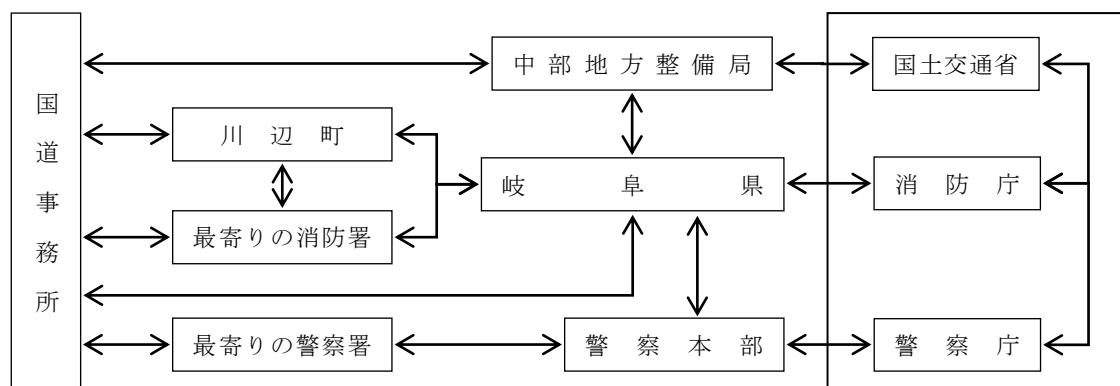
3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

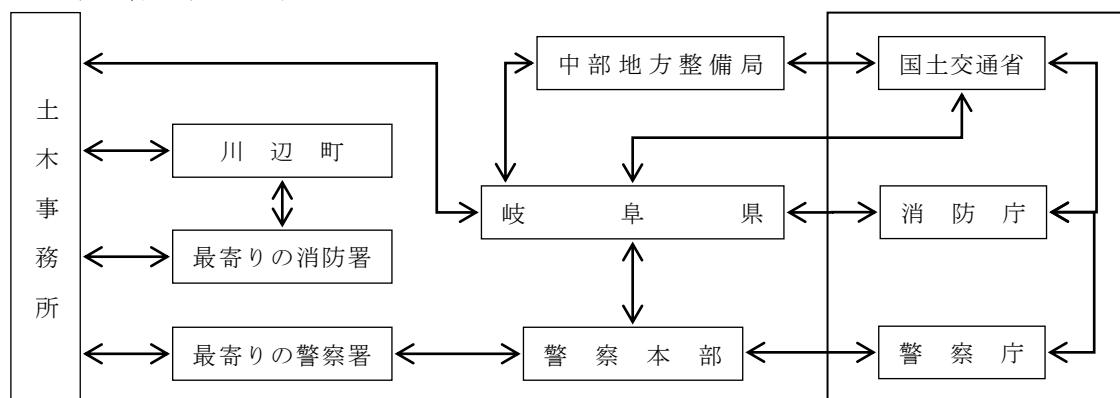
ア 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、町が情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

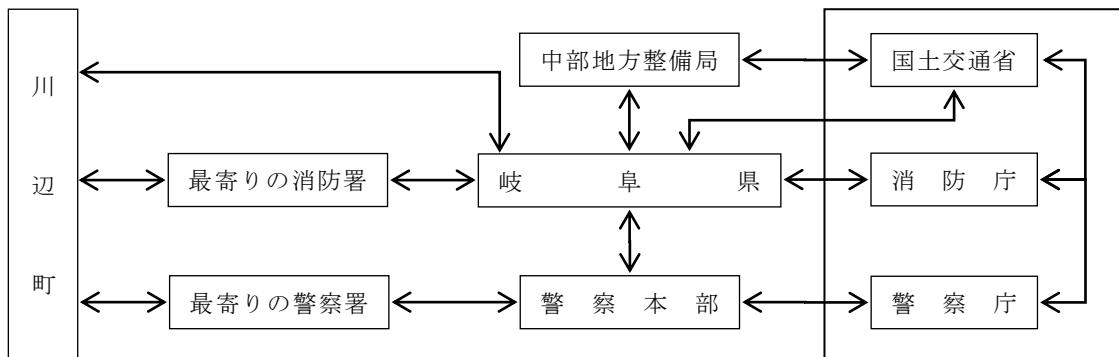
a 国の管理する道路



b 県の管理する道路



c 町の管理する道路



イ 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国、県、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 通信手段の確保

道路管理者、町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

道路管理者は、町の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等に基づき、また必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

道路管理者は、町の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

オ 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

町、県警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

力 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(4) 被災者等への的確な情報伝達活動

道路管理者、町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第40節 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

2 実施責任者

町（総務課）

防災関係機関

放射性物質貯蔵・取扱事業者

電気通信事業者

医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

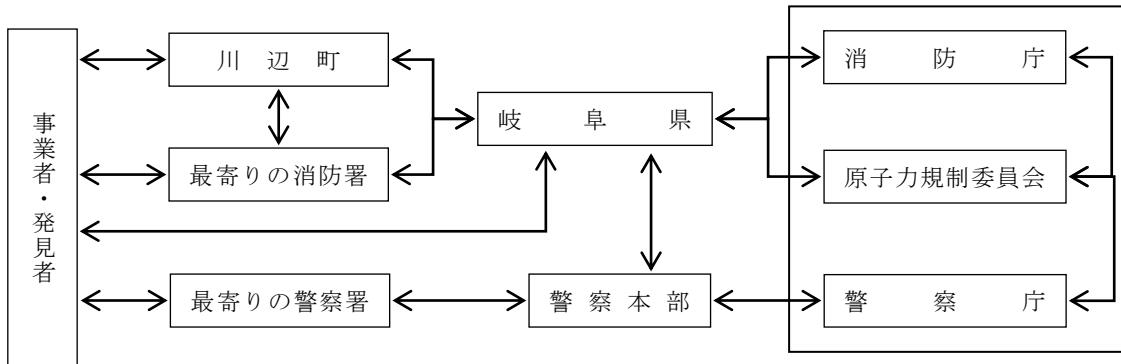
放射性物質貯蔵・取扱事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町へ連絡するものとする。

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、町から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者、町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 放射性物質貯蔵・取扱事業者の活動体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者により応援を要請するものとする。

県は、町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 災害の拡大防止活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

町は、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等、必要に応じて、被災地以外の市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 放射性物質の漏洩に対する応急対策

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

消防機関及び県警察は、直ちに避難誘導活動を行うものとする。

町は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処理等必要な措置を講ずる。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第17節 避難対策」によるものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者、町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第41節 危険物等災害対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

町（総務課、産業環境課）

可茂消防事務組合

消防団

防災関係機関

危険物等取扱事業者

電気通信事業者

医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

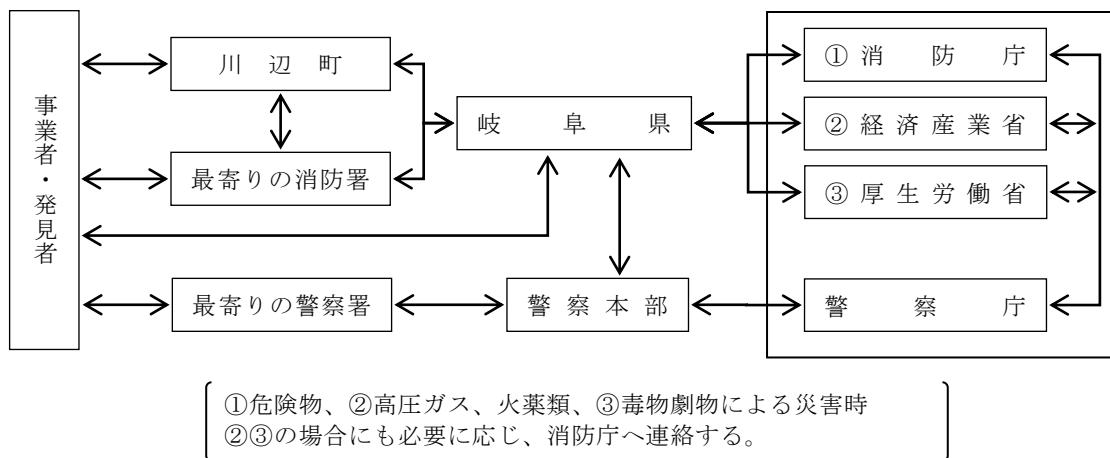
危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町へ連絡するものとする。

町は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、町から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

危険物等取扱事業者は、町に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に隨時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

危険物等取扱事業者、町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請するものとする。

県は、町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ 防災業務関係者の安全確保

町は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 災害の拡大防止活動

危険物取扱施設の設置者又は管理者は、危険物災害（火災、爆発、漏えい等）が発生した場合又は発生のおそれがある場合、災害応急対策（応急点検、応急措置等）を講ずるものとする。また、その拡大防止に努めるものとする。

町は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等、必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(6) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施、警戒区域の設定

町は、危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、警戒区域等の設定を行うとともに、災害広報活動を積極的に行い避難の周知徹底を図る。

イ 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第17節 避難対策」によるものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

危険物等取扱事業者、町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第42節 林野火災対策

1 方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

町（総務課）

防災関係機関

林業関係事業者

電気通信事業者

医療機関

住民

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

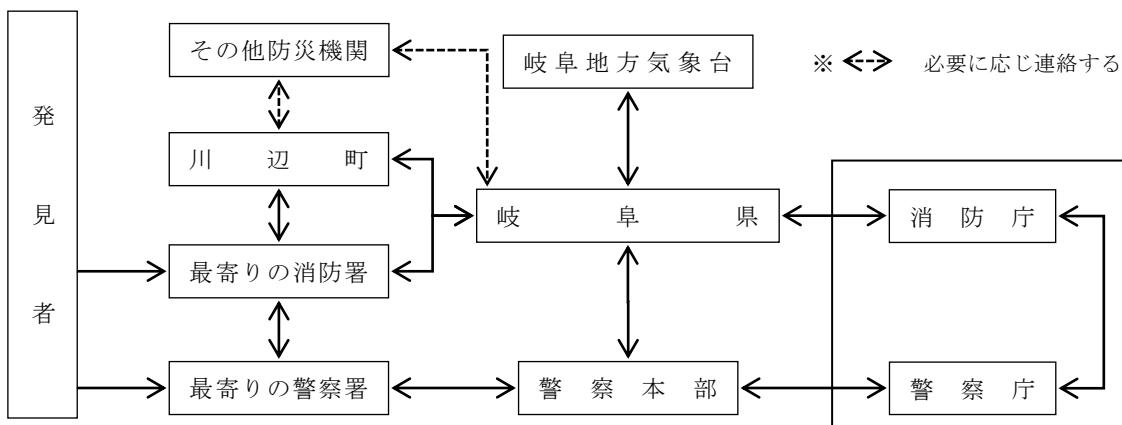
ア 災害情報の収集、連絡

町は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、町から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概説的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を

行うものとする。

エ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による

(2) 活動体制の確立

ア 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

イ 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等、必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、

詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失すことなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町は、林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第17節 避難対策」によるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 二次災害の防止活動

町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第43節 大規模な火事災害対策

1 方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

災害応急
対策編

- 町（総務課、基盤整備課）
- 消防機関
- 防災関係機関
- 電気通信事業者
- 医療機関
- 道路管理者

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

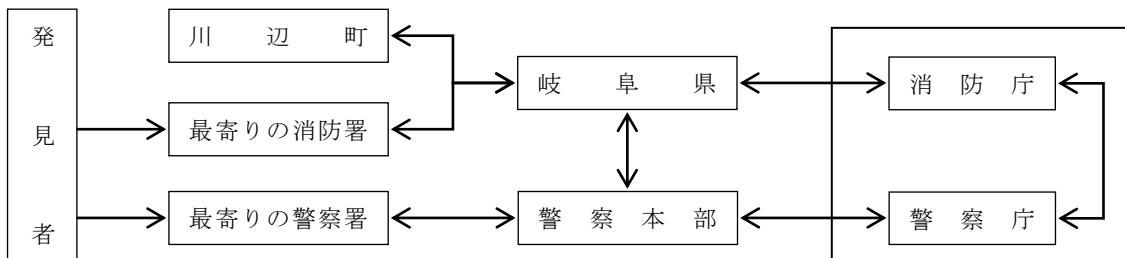
ア 災害情報の収集、連絡

町は、火事の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概説的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

県は、町から情報を収集するとともに、ヘリコプターによる上空偵察等により概説的な情報を把握し、これらの情報を消防庁等関係機関に伝達する。

イ 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。また、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を消防庁に随時連絡する。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後直ちに、災害現地及び機関相互の災害情報連

絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における町及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

なお、詳細については、「第3章第7節 通信の確保」による。

(2) 活動体制の確立

ア 町の活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 広域的な応援体制

町独自では、十分な応急活動が実施できない場合、県は岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により他の市町村に応援を指示する。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

エ 自衛隊の災害派遣

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

町は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

県は、町からの要請等、必要に応じて、他市町村への応援指示、国への緊急消防援助隊の応援要請及び協定に基づく他県等への応援要請を行う。

なお、詳細については、「第3章第11節 消防・救急・救助活動」、「第3章第25節 救助活動」による。

イ 医療活動

町は、公的医療機関や民間医療機関に対して、医療救護班の派遣を要請し、県は、町からの要請等、必要に応じて、医療従事者の応援派遣及び日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県医師会等への応援出動の要請、負傷者の搬送及び搬送応援の要請を行う。なお、詳細については、「第3章第24節 医療・救護活動」による。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、繁

急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとのものとする。

(4) 避難受入れ活動

ア 避難誘導の実施

町は、大規模な火事により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

町は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。なお、詳細については、「第3章第17節 避難対策」によるものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

町及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第44節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

町（総務課、基盤整備課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 広報

町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

(2) 応急対策

町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

災害応急
対策編

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2 復旧・復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、町が特定大規模災害等を受けた場合、地域の実情を勘案して必要と認めるときはその事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

第3項 人的資源等の確保

町は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

第4項 その他

災害復旧編

町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

1 方針

道路、橋梁、河川、上下水道等の公共施設の復旧に当たっては、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

復旧に当たっては、被害の原因、状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討し、被災施設の原形復旧とともに、災害による再度の被災を防止するために必要な施設の新設・改良等を行う。

2 実施責任者

町（基盤整備課、関係各課）

3 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業

- a 河川災害復旧事業
- b 砂防設備災害復旧事業
- c 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- d 地すべり防止施設災害復旧事業
- e 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- f 道路災害復旧事業
- g 下水道災害復旧事業
- h 公園災害復旧事業

イ 農林水産業施設災害復旧事業

ウ 都市災害復旧事業

エ 水道災害復旧事業

オ 住宅災害復旧事業

カ 社会福祉施設災害復旧事業

キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業

ク 学校教育施設災害復旧事業

ケ 社会教育施設災害復旧事業

コ その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 実施責任者

町（総務課）

災害復旧編

3 実施内容

(1) 災害復旧のための国の支援

町が管理する公共土木施設（河川・道路・砂防施設等）が災害によって被災した場合は、一定の基準に基づき国からの財政援助を受け早期の機能復旧を図る。また、災害によって被害を受けた農地や農業用施設（ため池など）の復旧は、国庫補助を受けて行う。

国が直接管理している施設（一級河川、国道のうち指定区間等）が災害によって被害を受けた場合は、国の直轄災害復旧事業として施設の復旧が行われる。また、町が本来行うべき災害復旧事業であっても、被災規模が特に甚大である場合や、直轄事業との一体的な復旧が必要である場合は、国が直轄事業として災害復旧事業を行うことがある。

法律等により一部負担又は補助するものは以下のとおりである。

ア 法律

- a 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- b 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- c 公営住宅法
- d 土地区画整理法
- e 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- f 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- g 予防接種法
- h 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- i 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- j 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- a 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- b 都市災害復旧事業国庫補助
- c 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害指定とこれに係る財政援助措置

甚大かつ広範囲に及ぶ災害から早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠である。そのため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

(昭和37年法律第150号)に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、町は、迅速に被害情報の収集に努めるとともに、被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

激甚災害に係る財政援助措置については以下のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- a 公共土木施設災害復旧事業
- b 公共土木施設災害関連事業
- c 公立学校施設災害復旧事業
- d 公営住宅等災害復旧事業
- e 生活保護施設災害復旧事業
- f 児童福祉施設災害復旧事業
- g 老人福祉施設災害復旧事業
- h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- i 知的障害者援護施設災害復旧事業
- j 婦人保護施設災害復旧事業
- k 感染症指定医療機関災害復旧事業
- l 感染症予防施設事業
- m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- n 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- g 共同利用小型漁船の建造費の補助
- h 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- b 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

- c 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- d 水防資材費の補助の特例
- e り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- f 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- g 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(3) 暴力団の排除活動

復旧事業の実施に当たっては、警察等と協力し、暴力団排除活動の徹底に努める。

災害復旧編

第4節 被災者の生活確保

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

2 実施責任者

町（関係各課）

社会福祉協議会

被災者生活再建支援法人

ハローワーク

日本銀行

防災関係機関

3 実施内容

(1) 生活再建施策、生活相談

町が実施する生活再建支援メニューと実施スケジュールは、迅速に作成し公表する。また、甚大な被災地及び要配慮者への生活再建対策を優先して行う。

さらに町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、町からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、町との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対して、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 被災者への生活再建等の支援

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

県は、町が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

イ 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に基づき、自然災害により町に補助金の支給の必要が生じた場合に補助金を交付する。

エ 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わないものとする。

オ 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

カ 罷災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罷災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罷災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ただし、災害時の混乱等によって証明書の交付ができないときは、仮罷災証明書を作成・交付し、後日速やかに罷災証明書と交換する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罷災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

キ 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

ク 被災者生活の再建支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

(3) 租税の徵収猶予及び減免

町は、被災者に対する町税の徵収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

(4) 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

なお、町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。

(5) 生活保護制度等の活用

災害によって生活が困窮し、生活保護が必要となった世帯に対しては、県事務所と連携し、速やかな生活保護の適用可否に協力する。生活困窮世帯等のうち、希望する世帯には、町災害援護資金の貸付やその他機関による生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金等の貸付に協力する。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動搖を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

(7) 災害孤児の保護等

災害による孤児、遺児等、保護が必要な児童を発見した場合、親族による受入の可能性を探るとともに、養護施設への受入や里親への委託等の保護を行う。また、災害に起因する子どもの精神的な不安を解消するため、中濃子ども相談センター等関係機関と連携してメンタルケアを実施する。

(8) 住宅の復旧、提供

住宅の復旧については住民自らによる再建を原則とするが、自力での住宅復旧が困難な被災者に対しては、以下のような支援を行う。

- ① 公営住宅（新設、既存）への入居
- ② 社会福祉施設への受入れ
- ③ 住宅金融支援機構による融資
- ④ 仮設住宅の斡旋

また、住宅の修繕、住宅からの障害物の除去についても、自力での実施が困難な被災者に対しては、融資による支援を行う。

なお、甚大な被災地を優先するとともに要配慮者にも配慮した住宅の復旧に取り組む。

第5節 産業の復旧

農林業、商工業等の事業再建は自力での復旧を原則とするが、町は、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達・斡旋等を通じて復旧を支援する。また、自力復旧支援のための助成・融資制度の拡充、融資条件の拡充・緩和を関係機関等に要望する。

第1項 被災中小企業の財政支援による振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

災害復旧編

2 実施責任者

町（産業環境課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 支援体制

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 自立の支援

町及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

(3) 各種対策

ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置

イ 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん補率の引上げ及び保険率の引き下げ

ウ 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置

エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助

オ 貸付事務等の簡易迅速化

カ 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置

キ 租税の徴収猶予及び減免

ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置

ケ その他各種資金の貸付け等必要な措置

第2項 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 実施責任者

町（産業環境課）

防災関係機関

3 実施内容

(1) 日本政策金融公庫による融資

町及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行うものとする。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金

